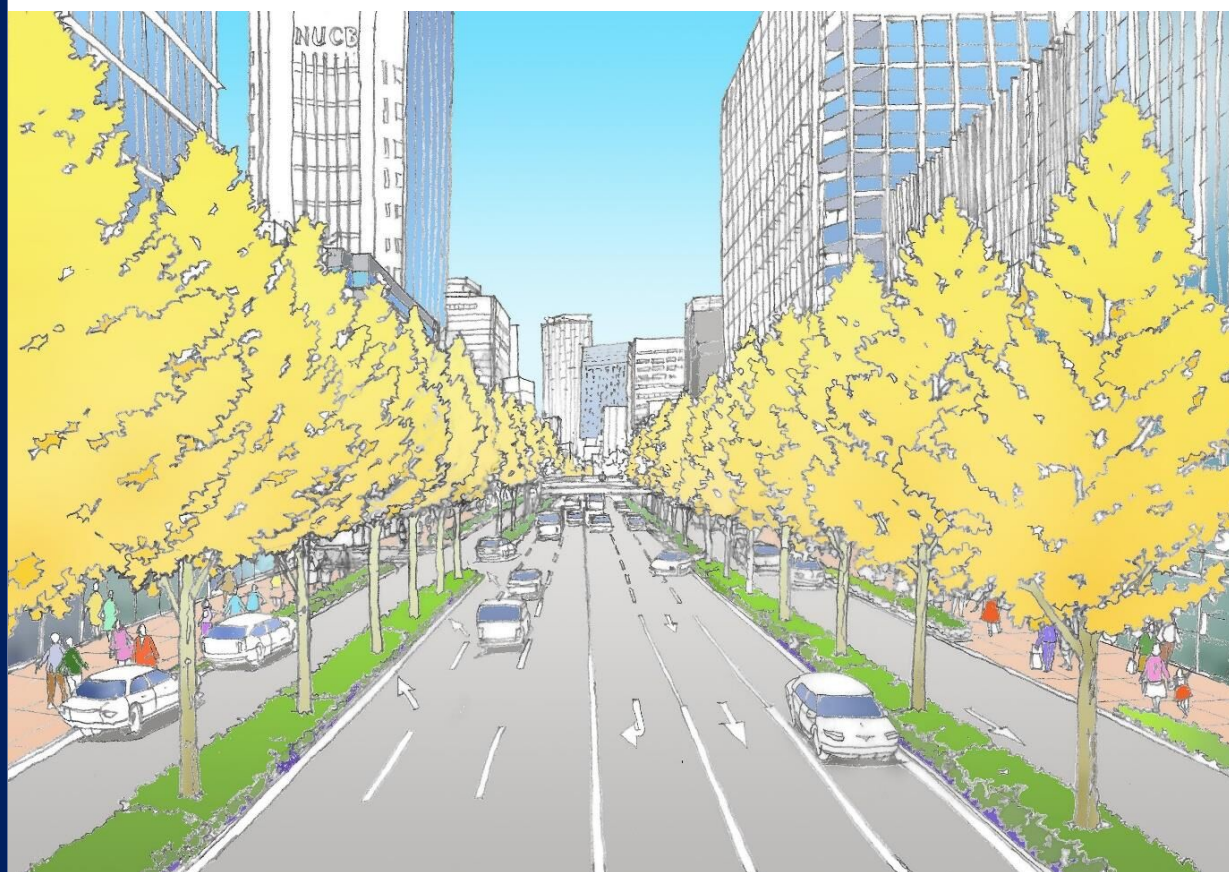


名古屋市 第2期街路樹再生 なごやプラン

～次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくり～

令和8年度から令和12年度まで



令和7年10月
名古屋市

目 次

第1章	はじめに	1
1	策定の背景	1
2	目的及び位置づけ	2
3	計画期間	3
第2章	街路樹再生の取り組み	4
1	街路樹再生の経緯	4
(1)	街路樹再生に向けて	4
(2)	街路樹再生指針	5
(3)	街路樹再生なごやプラン	6
2	街路樹再生なごやプランの実績と効果検証	7
(1)	実績	7
(2)	検証	15
3	市民意見の反映	21
(1)	街路樹再生に対する意見	21
(2)	街路樹の維持管理に対する意見	24
第3章	第2期街路樹再生なごやプラン	25
1	あるべき姿	25
2	方針	26
3	目指す効果	27
4	進め方（並木の評価）	30
5	取組手法	33
(1)	更新	33
ア	道路空間と調和した街路樹への更新	33
イ	市民や地域に親しまれている並木道の更新	36
ウ	市民や事業者からの寄附による街路樹の更新	37
(2)	撤去	40
ア	狭幅員歩道の安全な通行を確保するための撤去	40
イ	標識等の施設に近接して植栽の基準に適合しない街路樹の撤去	41
ウ	樹木診断等による不健全木の撤去	42
エ	道路空間や街並みと調和のとれた街路樹とするための間伐	43

(3) せん定	45
ア 健全育成のためのせん定	45
イ シンボルとなる並木を形成するための質の高いせん定	46
ウ 道路空間に対し大きくなりすぎた樹木を再生するせん定（樹高抑制） ...	47
6 目標事業量及び事業費	48
<資料編>	49

第1章 はじめに

1 策定の背景

本市では、明治20年に笹島街道（現在の広小路通）にシダレヤナギを植栽したのを始めに、高度成長期の昭和40年代以降、都市の基盤整備とともに本格的に街路樹の植栽を進めてきました。現在、本市の街路樹（高木）は約9万本となり、これまでに植栽した樹木は40年以上を経過するものが増え、その一部は大木化や老木化、生育環境の悪化により、倒木や落枝等による事故が発生するなど市民生活への影響が顕在化してきました。

平成27年3月には全国的な街路樹の大木化・老木化等を背景に、国は「道路緑化技術基準」を改正し「樹木の更新」という項目を新たに追加しました。本市においても、緑の審議会への諮問・答申を経て、平成27年度に「街路樹再生指針（以下「指針」という。）」を策定し、量から質への方針転換を行い健全な街路樹へと再生を図る取り組みを始めることとなりました。平成28年度から令和2年度までの間、指針を推進する実行計画である「街路樹再生プログラム（案）」に基づき、街路樹の再生に試行的に取り組みました。引き続き令和3年度からは、次世代へ続く持続可能な街路樹づくりを目指した5年間の実行計画として「街路樹再生なごやプラン（以下「第1期プラン」という。）」を策定して、事業を推進してきました。

しかしながら、街路樹による事故は依然として多く、令和4年度には本市の都心部でケヤキによる倒木事故が発生しました。こうしたことから、街路樹再生の取り組みを今後も継続するとともに、日常的な巡視・点検・診断の強化を図るなど事故を未然に防ぐ取り組みがより一層必要となっています。

また、都市緑地法の一部改正を踏まえ、国は令和6年12月に、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を策定しました。この方針で掲げられた緑化の推進目標に資するため、本市においても法令等に適合する範囲内で、可能な限り街路樹を植栽できるよう、市の道路空間緑化基準を改定しました。

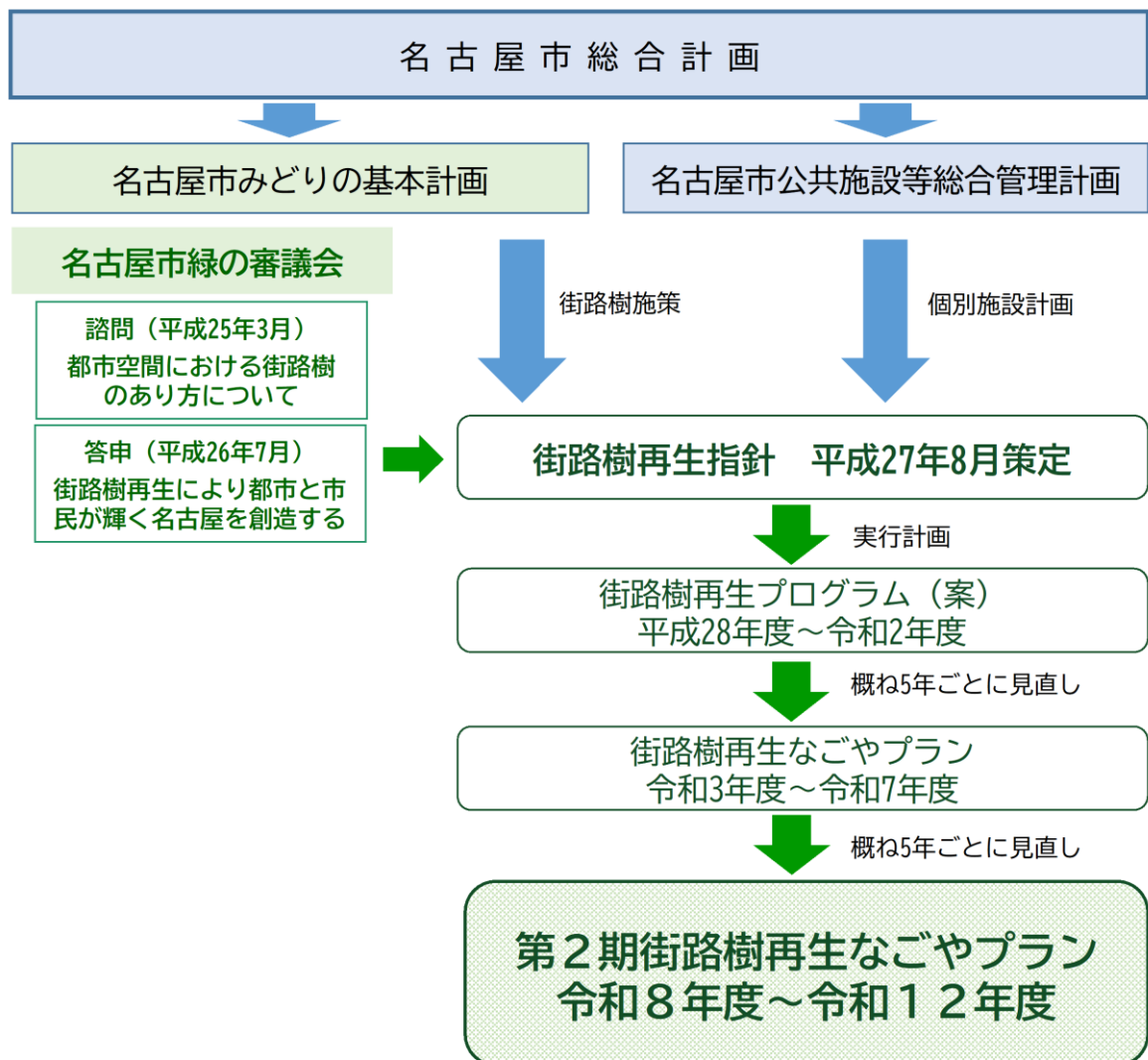
これまでの街路樹再生の効果を検証するとともに、市民の意見を踏まえて、進行する課題や新たな国の方針に対応して、より安全で市民に親しまれる街路樹づくりを目指す次の5年間の実行計画として「第2期街路樹再生なごやプラン（以下「第2期プラン」という。）」をここに策定します。

2 目的及び位置づけ

第2期プランは、指針に基づく街路樹再生の取り組みの実行計画として策定するものです。街路樹の路線ごとの現状評価を行い、具体的な取り組み内容を示すことで、事業の着実な進捗を図ることを目的としています。

指針及び第2期プランは、「名古屋市総合計画」の個別計画である「名古屋市みどりの基本計画」の街路樹施策として位置付けています。また、名古屋市アセットマネジメント基本方針に基づく「名古屋市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画としても取り組むものです。

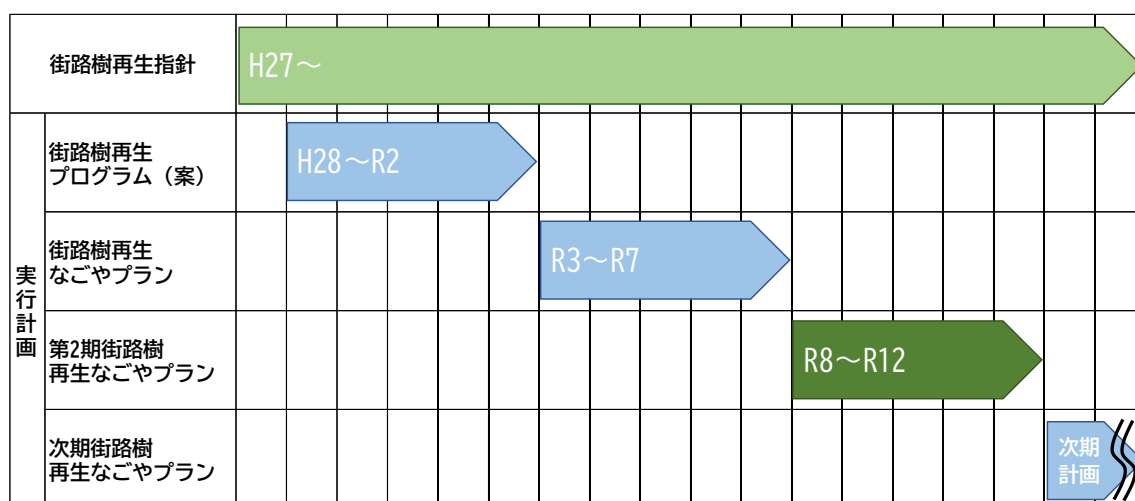
■ 第2期プランの位置付け



3 計画期間

街路樹の再生の取り組みは平成27年8月に策定した街路樹再生指針に基づき実施しています。社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、おおむね5年ごとに実行計画を策定し、内容を見直しながら進めています。第2期プランの計画期間は令和8年度から12年度までの5年間です。

■ 街路樹再生の取り組みと計画期間



第2章 街路樹再生の取り組み

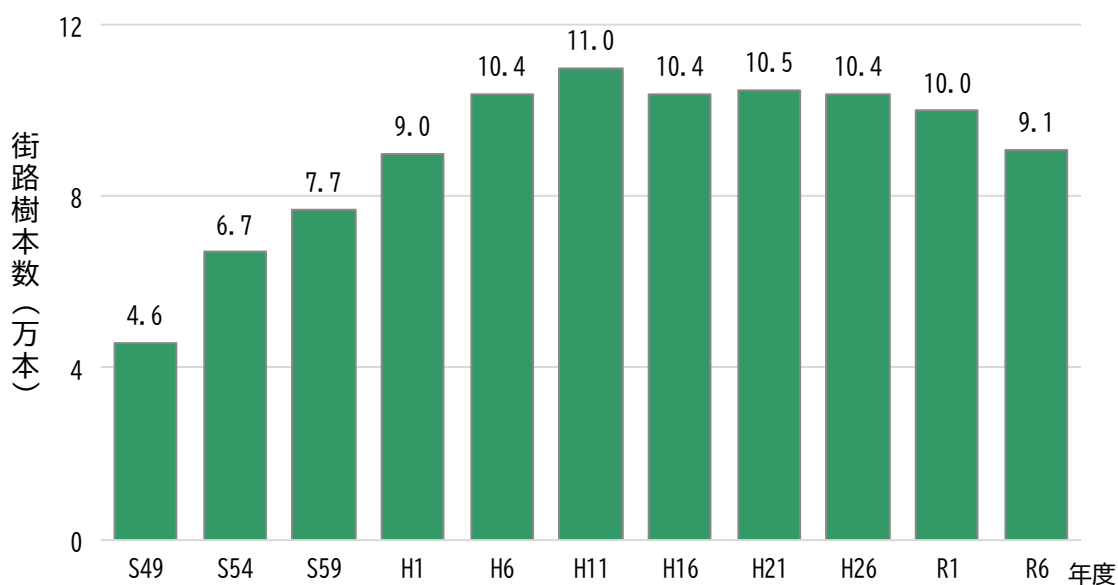
1 街路樹再生の経緯

(1) 街路樹再生に向けて

本市では、昭和40年代から50年代にかけ、都市の厳しい環境に耐え生長の早い街路樹を多く植栽し、緑のまちづくりを進めてきました。しかし、これまでに植栽した街路樹は40年以上を経過するものが増え、その一部は大木化や老木化、生育環境の悪化により、倒木や落枝等による事故が発生するなど市民生活への影響が顕在化してきました。

そこで、平成25年3月、名古屋市緑の審議会に「都市空間における街路樹のあり方について」を諮問し、平成26年7月には、目指すべき街路樹像として「街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造する」を掲げた答申をいただきました。

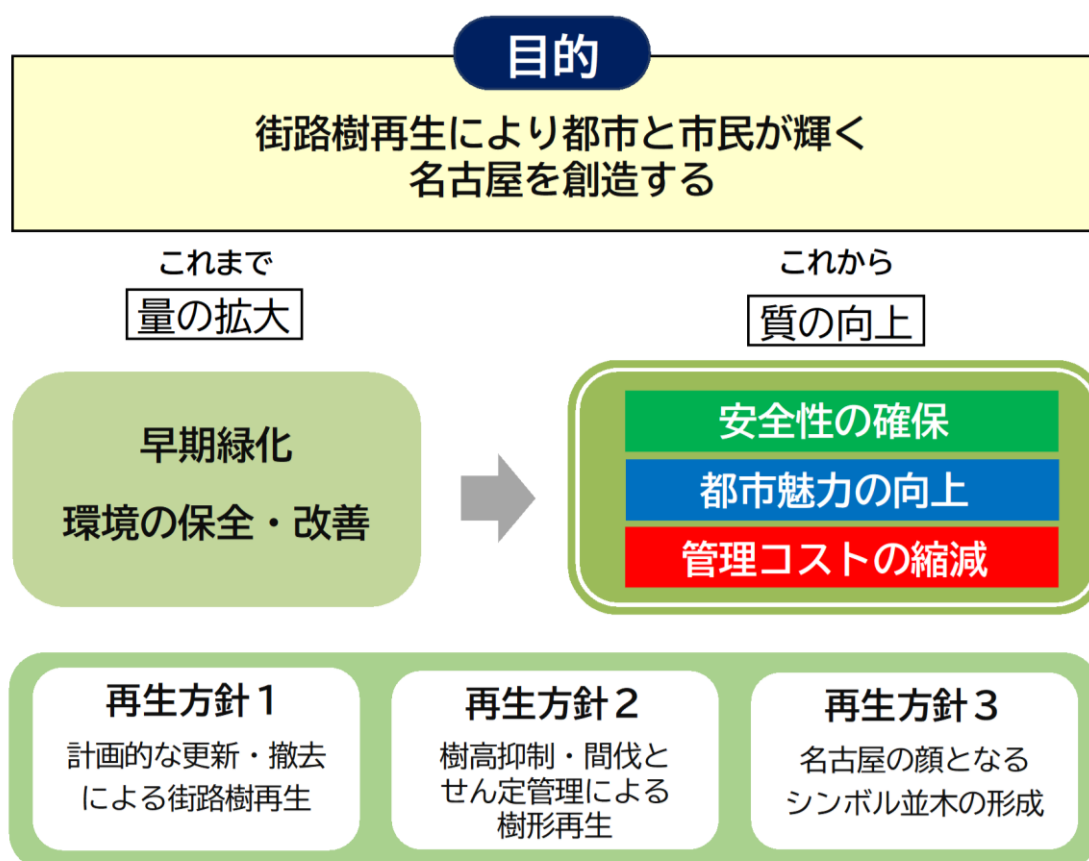
■ 街路樹（高木）の本数



(2) 街路樹再生指針

名古屋市緑の審議会の答申に基づき、平成27年8月に「街路樹再生指針」を策定・公表しました。街路樹再生指針は、事故を未然に防止し、果たすべき機能や役割が発揮できる健全な街路樹として再生することを目指しています。早期緑化等による「量の拡大」から、「質の向上」へと街路樹管理の方針を転換し、「安全性の確保」「都市魅力の向上」「管理コストの縮減」を柱とした街路樹再生により、都市と市民が輝く名古屋を創造していくことを目的とするものです。目的の実現に向けて、3つの再生方針を掲げ、「健全かつ魅力的、管理しやすい街路樹」とするための再生の取り組みの方向性を示しています。

■ 街路樹再生指針の概要

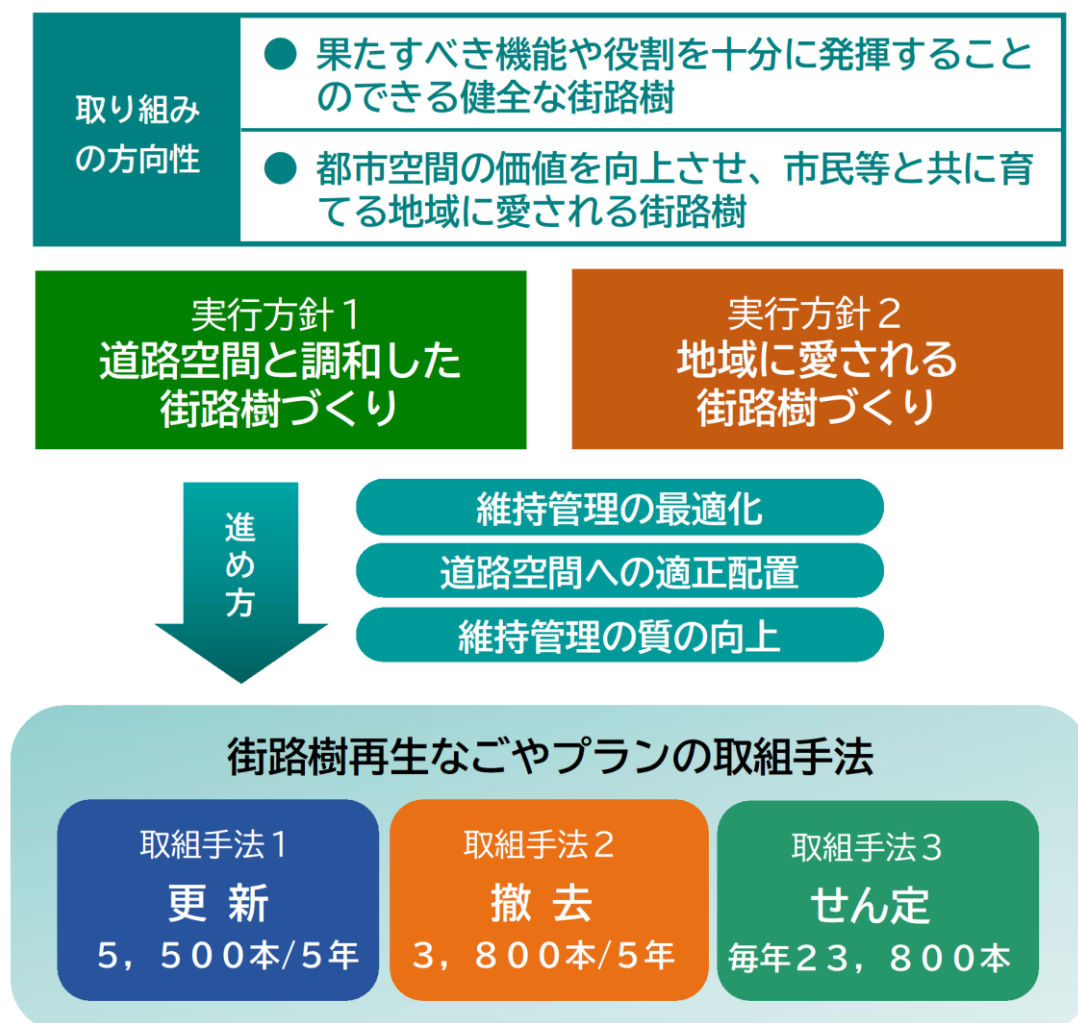


(3) 街路樹再生なごやプラン

令和3年10月には、次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくりを目指して、5年間の街路樹再生の実行計画として、「街路樹再生なごやプラン」を策定しました。

このプランでは、実行方針として「道路空間と調和した街路樹づくり」と「地域に愛される街路樹づくり」を掲げ、令和3年度から令和7年度の計画期間に、再生の取り組みとして更新、撤去、せん定を行い、果たすべき機能や役割が発揮できる健全な街路樹及び都市空間の価値を向上させ、市民等と共に育てる地域に愛される街路樹の実現を図りました。

■ 街路樹再生なごやプランの概要（令和3年度～令和7年度）



2 街路樹再生なごやプランの実績と効果検証

(1) 実績

第1期プランでは、保全・育成すべき並木と、更新する並木、撤去する並木に仕分けた上で、保全・育成すべき並木については、標準的な頻度によるせん定をおおむね行うことができました。更新、撤去の対象となる並木については、優先順位を定め計画的に取り組みました。

■ 第1期プランの実績

取組手法		目標 事業量 (本)	実績（見込） 令和3年度～ 令和7年度 (本)	達成率 (見込) (%)
更新	① 道路空間と調和した街路樹への更新	5,000	5,132 (植栽 3,098 本)	102.6
	② 市民や地域に親しまれている並木道の更新	500	267 (植栽 178 本)	53.4
	合計	5,500	5,399 (植栽 3,276 本)	98.2
撤去	③ 狭幅員歩道の通行確保のための街路樹撤去	2,000	2,083	104.2
	④ 信号機や標識等の見通しを妨げる街路樹の撤去	800	827 (※)	103.4
	⑤ 街路樹診断等による不健全木の撤去	1,000	1,656	165.6
	合計	3,800	4,018	105.7
せん定	⑥ 健全育成のためのせん定 災害時の安全性確保のためのせん定	23,800/ 年	23,576/ 年 (平均)	99.1

※827本のうち、548本は他の取組手法で撤去したものであり、撤去の合計本数には含まない。

① 道路空間と調和した街路樹への更新

歩道幅員に対して大きくなりすぎた街路樹を、根上がりによる歩道の不陸が起きにくく道路空間と調和した街路樹に更新しました。

目標事業量（5,000 本）を上回る実績で事業を進めることができ、撤去後は現在の植栽基準※に合うように植栽場所を再配置したため、植栽した本数は撤去した本数の約6割となっています。

※道路空間緑化基準（令和7年4月）

■ 道路空間と調和した街路樹への更新の実績内訳

撤去した樹種	実績（見込） （本）
ナンキンハゼ	1,696
アメリカフウ	1,457
アオギリ	1,414
エンジュ	181
イチョウ	157
トウカエデ	60
トチノキ	58
シンジュ	28
モクレン	18
クロガネモチ	16
ヤマモミジ	13
エゴノキ	10
ケヤキ	10
タイワンフウ	4
ハナミズキ	4
コブシ	3
ハナモモ	2
プラタナス	1
合計	5,132

植栽した樹種	実績（見込） （本）
ハナミズキ	1,949
ヒトツバタゴ	476
サルスベリ	173
コブシ	126
ヤマボウシ	103
クロガネモチ	81
ハクモクレン	77
シデコブシ	34
トウカエデ	26
イチョウ	24
常緑ヤマボウシ	12
アメリカフウ	12
カンヒザクラ	5
合計	3,098

■ 道路空間と調和した街路樹への更新による効果



【更新前】ナンキンハゼ
根上がりによる歩道の不陸や、枝葉が民地へ越境していた



【更新後】ハナミズキ
根上がりが起こりにくく、樹冠があまり大きくなならない樹種に更新した

② 市民や地域に親しまれている並木道の更新

市民や地域に親しまれているサクラなどの並木道について、まちの景観を急激に変えることがないように計画的かつ段階的に若木に更新を行いました。地域の意見を聞きながら慎重に事業を進めた結果、目標事業量（500本）に対して達成率は約5割となりました。

■ 市民や地域に親しまれている並木道の更新の実績内訳

撤去した樹種	実績（見込） （本）
ソメイヨシノ	218
ワシントンヤシ	45
ユリノキ	4
合計	267

植栽した樹種	実績（見込） （本）
ジンダイアケボノ	76
ソメイヨシノ	50
カンザン	23
トウジュロ	18
ユリノキ	11
合計	178

③ 狭幅員歩道の通行確保のための街路樹撤去

有効幅員が現行の法令等※1に適合していない有効幅員が2.0m未満の歩道の街路樹を撤去し、安全な通行空間を確保しました。

歩道の有効幅員が1.5m未満の道路に植えられている街路樹を優先的に撤去し、狭幅員の状態を解消しました。

目標事業量(2,000本)は達成しましたが、街路樹により有効幅員が2.0m未満の歩道は依然多く残っているため、これまで以上に事業を推進する必要があります。

※1 道路構造令、道路構造の技術的基準を定める条例等

■ 狭幅員歩道の街路樹撤去における有効幅員別実績

撤去した路線の 歩道の有効幅員	実績（見込） （本）
1.5m 未満	1,057
1.5m 以上 1.6m 未満	582
1.6m 以上 1.7m 未満	178
1.7m 以上 1.8m 未満	16
1.8m 以上 1.9m 未満	225
1.9m 以上 2.0m 未満	9
2.0m 以上※2	16
合計	2,083

※2 街路樹が道路上のアーケードと近接して、生育空間が確保できない路線のため、地域と調整のうえ撤去を実施した。

■ 狭幅員歩道の街路樹撤去による効果



【撤去前】歩道有効幅員 1.47m



【撤去後】歩道有効幅員 2.67m(最大)

④ 信号機や標識等の見通しを妨げる街路樹の撤去

信号機や標識等の見通しを妨げる街路樹のうち、信号機を見えにくくする街路樹を優先的に撤去しました。目標事業量（800本）を上回る実績となり、信号機の視認性を改善しました。

⑤ 街路樹診断等による不健全木の撤去

計画的に行っている点検・診断等により発見された不健全な街路樹の撤去を行ったことで目標事業量（1,000本）を上回る実績となりました。令和4年度にはケヤキの倒木事故を受けて専門家による診断を全市的に行ったことで、不健全な街路樹を多く発見し撤去したため、他の年度より実績が多い結果となりました。

■ 街路樹診断等による不健全木の撤去の年度別実績

年 度	撤去本数（本）
令和3年度	260
令和4年度	556
令和5年度	336
令和6年度	304
令和7年度（見込）	200
合計	1,656

■ 樹木の診断と不健全木の撤去



【撤去前】ソメイヨシノ
貫入試験による腐朽度の調査



【撤去後】街路樹なし
電柱や支線に近接しており現
在の基準では再度の植栽は行
わない

参考 街路樹の巡視・点検・診断

日頃の巡視や定期的に行う点検で異常を発見した場合は診断を実施し、結果により必要な措置を速やかに行い、安全性を確保しています。

	対象	方法	目的
巡視	全樹種	道路パトロールカーの車内からの目視や自転車での巡視等による目視	樹木等の異常と道路交通への支障の有無を確認する
点検	全樹種	徒歩等での近接目視 必要に応じて道具（木槌や鋼棒等）を使用	樹木の状態や道路交通への支障等を確認し判定する
診断	異常が発見された樹木	近接目視に加え、道具や計測機器等を使用	樹木の状態を確認し最終的に判定して措置を決定する

■ 巡視のポイント（一例）



枯れ枝



半枯れしている街路樹

■ 樹木医による診断



主要な枝の異常を確認



貫入試験による腐朽度の調査

⑥ せん定

街路樹の樹種ごとの特性や生育場所の状況に合わせて定期的なせん定を行いました。樹種ごとにせん定頻度が異なるため年度により実績に差がありますが、令和3年度を除いて目標事業量と同程度の実績でせん定を行うことができました。

本市のシンボルとなるような並木では、統一美を考慮した目標樹形を設定し、長期的な視点でせん定を行いました。また、道路空間に対して大きくなった街路樹の樹高を低くするせん定や、道路空間に見合った樹形を目指すため目標樹形を設定し、路線としての連続性と統一性を図るせん定を行いました。

■ 定期せん定の年度別実績

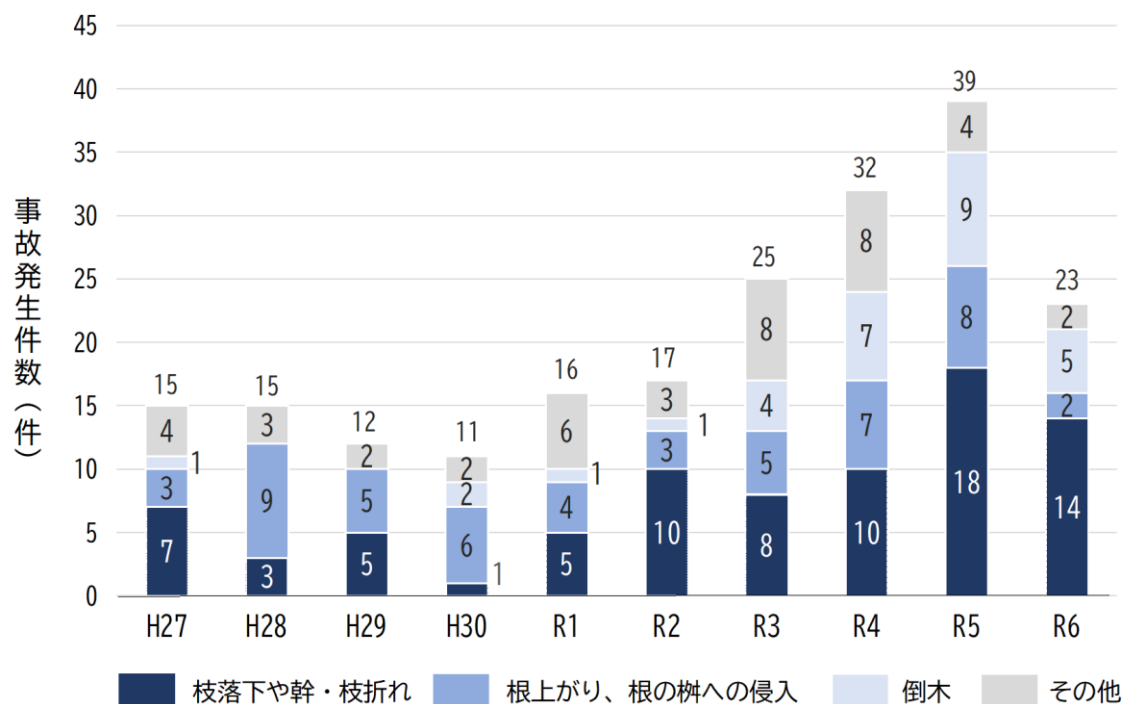
	令和3 年度 実績 (本)	令和4 年度 実績 (本)	令和5 年度 実績 (本)	令和6 年度 実績 (本)	令和7 年度 実績 (見込) (本)	備考
せん定	19,094	25,941	23,724	22,610	23,238	
シンボル並木の せん定	466	306	340	340	348	桜通（イチョウ）、広小路通（イチョウ）等
道路空間や街並み と調和のとれた 樹形に再生する せん定 (樹高抑制)	86	153	153	153	123	若宮大通（トウカエデ）等
道路空間と調和 した並木づくり せん定	0	0	550	165	91	令和5年度から実施 山王線（イチョウ）等
合計	19,646	26,400	24,767	23,268	23,800	

(2) 検証

検証1 安全性の確保

街路樹に起因する事故は年々増加傾向にあり、ここ数年でさらに増加しましたが、令和6年度には減少しました。事故が増加した原因としては、平成30年以降、大きな台風が襲来していないことが原因の1つではないかと推測されます。老木化・大木化する街路樹は依然として多く残っているため、効果がすぐには現れていませんが、安全性を確保するために事業を継続する必要があります。

■ 街路樹による事故発生件数の推移



■ 平成30年台風21号及び24号による市内の街路樹被害本数

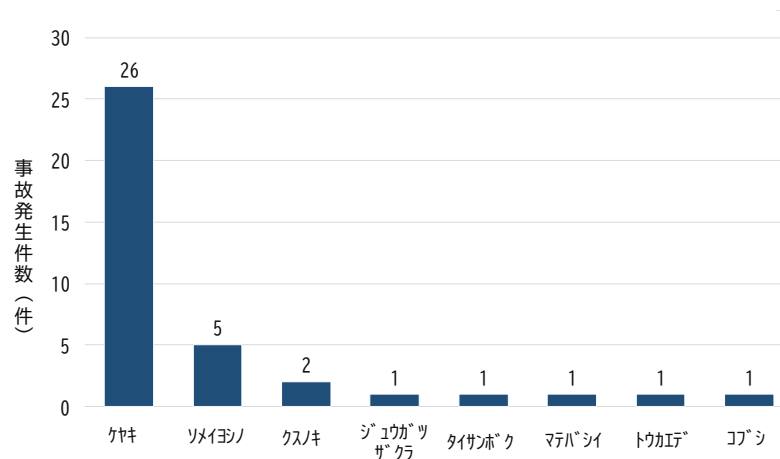
	倒木 (本)	傾斜 (本)	幹折れ (本)	小計 (本)
台風21号	345	92	10	447
台風24号	34	32	1	67
合計	379	124	11	514

街路樹の倒木・落枝等に起因する事故のうち賠償が発生した案件については、約7割がケヤキによるものです。令和4年8月には、ケヤキの倒木により車両2台を損傷する事故が発生しました。

この事故を受け、倒木を未然に防ぐために従来から行っていた点検の方法や頻度等を見直したうえで確実な実施のための手引きを定め、安全対策を強化しました。さらに、倒木のリスクがある街路樹を重点的に点検・診断した結果、街路樹診断等による不健全木の撤去数が増加しました。

ケヤキは大木化・老木化しているものが多く、他の樹種と比較して落枝の事故が多いことから、枯れ枝等の巡視・点検や支障となる枝のせん定によるきめ細やかな維持管理や、若木や他樹種への更新を推進する必要があります。

■ 街路樹による倒木・落枝等の事故で賠償が発生した案件の件数割合（R3～R6）



■ ケヤキに関する事故



倒木



落枝

POINT

街路樹の事故件数は依然として多く、安全性を高めていくためには、継続して事業を推進する必要がある。

検証2 都市魅力の向上

道路空間や沿道状況とのバランスを超えて大木化している街路樹を、その道路空間と調和するような街路樹に更新しました。地域の要望等を聞きながら事業を進めた結果、樹冠がコンパクトな花木等を多く植栽することとなりました。そのため、幅員が広い道路においては道路空間に対して景観形成や木陰による効果などが十分に発揮できない結果となりました。

第2期プランにおいては幅員が広い道路は、道路空間と調和し風格のある並木を形成するような樹種を選定し植栽する必要があります。

■ 路線ごとの更新における歩道の幅員ごとの植栽実績

植栽した樹種	歩道の幅員ごとの植栽実績（見込）（本）			
	4.5m 以下	4.5m～5.5m	5.5m 以上	合計
樹冠がコンパクトな樹種				
ハナミズキ	671	1,278	0	1,949
ヒトツバタゴ	300	151	25	476
サルスベリ	145	28	0	173
コブシ	70	56	0	126
ヤマボウシ	97	6	0	103
クロガネモチ	81	0	0	81
ハクモクレン	21	56	0	77
シデコブシ	34	0	0	34
常緑ヤマボウシ	0	0	12	12
カンヒザクラ	5	0	0	5
小計	1,424	1,575	37	3,036
大きな樹冠を形成する樹種				
トウカエデ	0	26	0	26
イチョウ	0	18	6	24
アメリカフウ	0	0	12	12
小計	0	44	18	62
合計	1,424	1,619	55	3,098

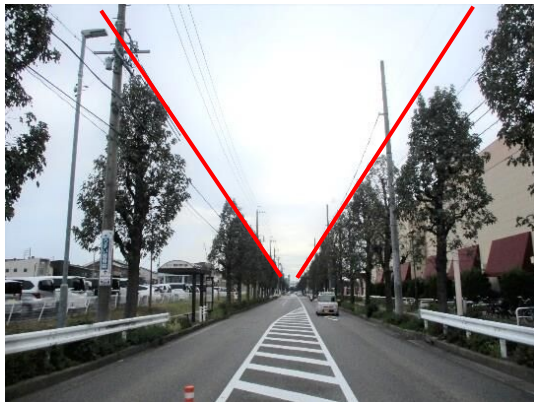
POINT

十分な生育空間を確保できる広幅員道路で更新する場合には、樹冠の大きくなる樹種を選定し、風格ある並木を形成する必要がある。

せん定においても、都市魅力の向上のためシンボル並木や道路空間と調和した並木づくりとして、目標樹形を設定して統一美を意識したせん定を行いました。一方で、通常の整枝せん定においては、大枝を切り詰めるせん定（強せん定）を行った路線もありました。強せん定は樹木を弱らせ、病虫害の侵入リスクが高まるだけでなく、街路樹本来の景観や環境機能も失われます。

第Ⅰ期プランを実施するまでは、予算が厳しい状況にあったこともあり樹種ごとに定めた標準的な頻度でせん定が行えず、樹冠が大きく広がってしまったため、強せん定を行った路線もありました。道路空間と調和した並木とするためには、きめ細やかな整姿せん定を行うとともに、標準的なせん定頻度による定期的なせん定に加えて、大木化が進む樹種や路線においてはせん定方法や頻度を考慮する必要があると考えています。

■ 道路空間と調和したせん定



アメリカフウ（名東区）

✓ POINT

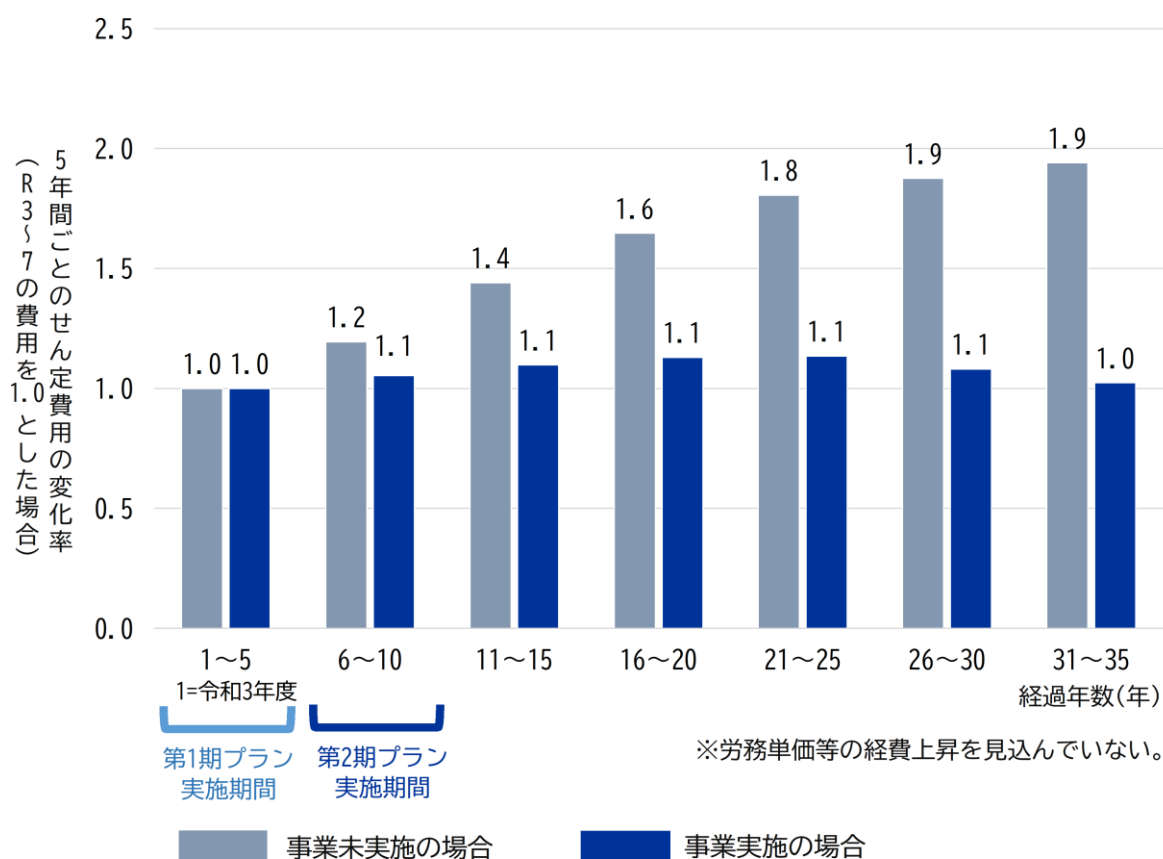
美しい道路景観を創出するため、樹種や樹木の大きさ、道路の幅員に合わせたせん定を定期的に行う必要がある。

検証3 管理コストの縮減

街路樹は、生長により新たにせん定が必要になることや、大きくなるにつれて1本あたりのせん定単価が上昇していくことから、管理コストは年々増加します。

第1期プランの実績を基に将来のせん定費用を試算すると、事業を実施しない場合は35年後には約2倍に増加しますが、事業を実施することで、ほぼ横ばいの状態に抑制することができます。

■ 街路樹再生によるせん定費用の抑制（実績値によるシミュレーション）



労務単価等※の上昇により1本あたりのせん定単価も上昇していることから、今後もコストの縮減を着実に進める必要があります。

※労務単価等：公共事業における建設労働者の賃金単価や工事にかかる諸経費等の率分（経費率）

更新・撤去において、現在の植栽基準に合わない街路樹を撤去した後は植栽しないため、街路樹の本数が減少することになり、管理コストが縮減されます。

さらに、街路樹の更新や撤去を進めることで、現在のせん定費用や、植え替え後の若木が成長するまでの期間のせん定費用が不要となることに加え、せん定頻度の少ない樹種に植え替えることによって、将来的なせん定費用が抑制されます。

更新・撤去の事業により、5年間で約7,500本（見込み）の街路樹を撤去しました。そのうち、撤去しなければ定期的なせん定が必要であった樹木は約6,500本あり、撤去した本数や大きさに加え、頻度を想定して算出した結果、せん定にかかる費用は5年間の累計で約4億円程度が縮減されることとなりました。

■更新・撤去事業により撤去した街路樹の樹種別本数と標準的なせん定頻度

せん定頻度	樹種	撤去実績（見込） （本）		
1年に1回	アオギリ	1,483	5,138	69%
	アメリカフウ	1,746		
	ナンキンハゼ	1,909		
2年に1回	トウカエデ	1,057	1,057	14%
3年に1回	イチョウ	319	319	4%
小計		6,514	6,514	87%
不定期	その他	968	968	13%
合計		7,482	7,482	100%

※対象事業：「道路空間と調和した街路樹への更新」「狭幅員歩道の街路樹の撤去」

POINT

更新や撤去により、将来のせん定費用を抑制し、維持管理コストの縮減を図ることができたが、生長による管理費の上昇や経費の上昇にも対応できるよう今後も着実に進める必要がある。

3 市民意見の反映

(1) 街路樹再生に対する意見

第2期プランの策定にあたり、街路樹再生の取り組みに関するアンケート調査を実施しました。

街路樹再生の取り組みについて、更新や撤去に関して好意的な意見がおおむね8割となりました。一方で、寄せられた自由意見の中には、地球温暖化やヒートアイランド現象、生物多様性といった自然環境に及ぼす影響への観点から樹木をそのまま残して欲しいといった意見もありました。

今後も樹木を残し保全・育成していくべき並木と、安全な通行空間を確保するため更新する並木、撤去する並木をしっかりと見極めた上で、事業を進める必要があります。

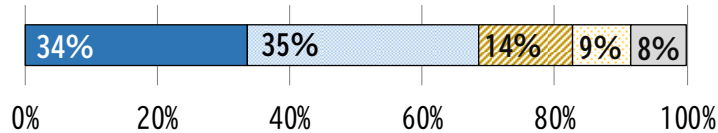
■ 街路樹再生の取り組みに関するアンケート調査

種別	令和5年度第3回 ネット・モニターアンケート	令和7年度 名古屋市公式LINE アンケート
期間	令和5年 7月28日(金)～8月7日(月)	令和7年 5月14日(水)～5月20日(火)
対象者	市内在住の18歳以上の方で、 市政に関心のある方 (公募) 500人	名古屋市公式LINEの 友だち登録者150,538人 (令和7年5月14日時点)
回答 者数	459人	2,861人
有効 回収率	91.8%	1.9%

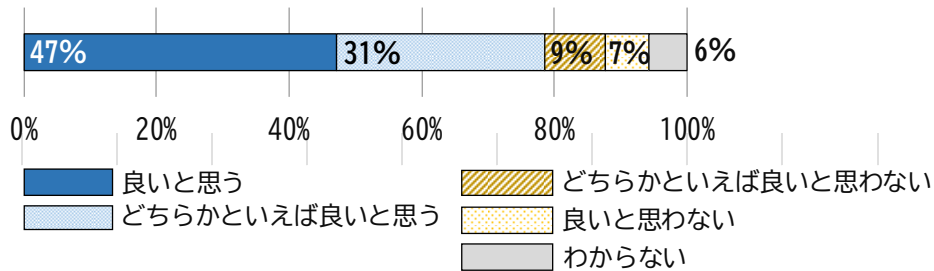
■ アンケート調査結果（抜粋）

- 大木化・老木化した街路樹（高木）による倒木等の事故を防ぐため、並木単位で一斉に植え替えすることを良いと思いますか。

【ネットモニターアンケート】

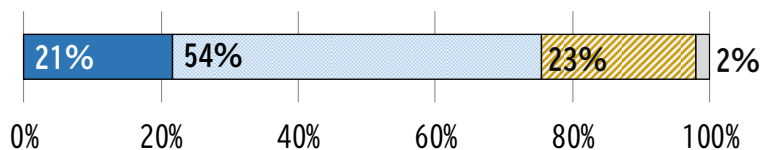


【LINE アンケート】

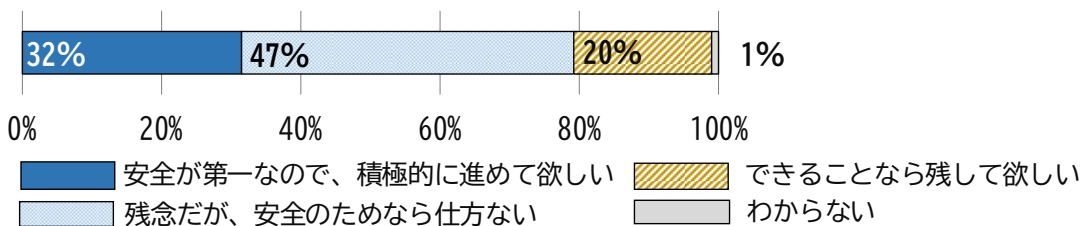


- 歩道の通行に必要な道幅が確保できないなど現行の法令等に適合していない街路樹（高木）の撤去に関して、どのように感じますか。

【ネットモニターアンケート】



【LINE アンケート】



■ ネットモニターアンケートの自由意見（抜粋）

➤自由意見の回答者数：208 件

- ・ 街に街路樹があると気持ちを和らげて癒してくれるので高い樹木や低い木をバランスよく植え続けてほしいです。
- ・ 交通の妨げになる街路樹は除去した方が良い。
- ・ 災害時に倒木する可能性が高い樹木は早めに対策をとって頂きたいです。
- ・ 春になって桜やはなみずきの花が咲いてとてもきれい。ぜひ、続けてほしい。
- ・ 街路樹はその景観が美しく見るものを楽しませてくれる反面、伸びた低木や 大木の根元から新たに伸びた枝が道路の見通しを極めて悪くし、交通の妨げになっている。景観も大切だが、安全面にも配慮して欲しい。

■ LINE アンケートの自由意見（抜粋）

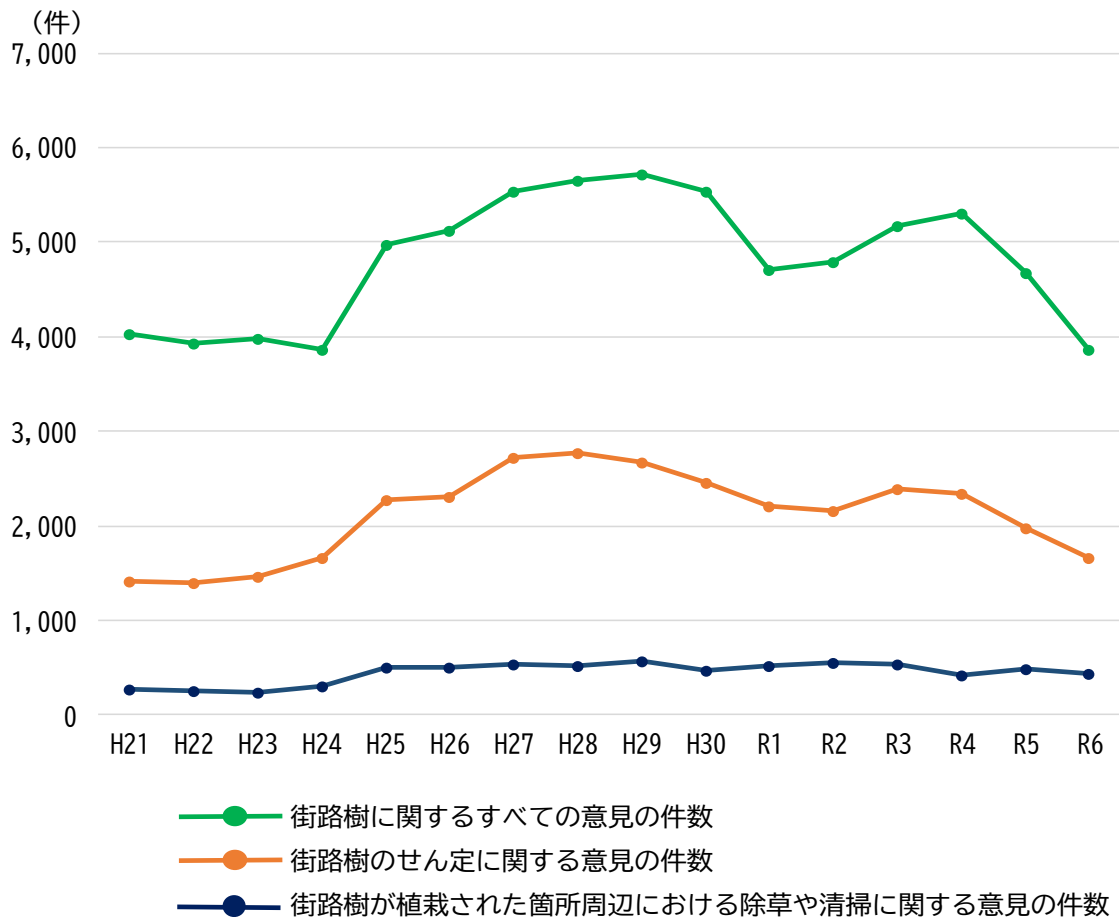
➤自由意見の回答者数：1,191 件

- ・ 植物には癒されるし地球温暖化の抑制になると思うので、安全面に配慮した上で可能な限り残してほしい。
- ・ 倒木被害のニュース等に触れると、緑は大切ですが安全第1と思います。思い切った伐採も仕方ないかと。ただ猛暑の時期の木陰は本当に癒されます。
- ・ 花が咲いたり、紅葉したりと季節が感じられる街路樹が良いと思います。
- ・ イチョウなど果肉の多い実がなる樹は、落ちた実を踏んで滑ることがあるので、植え替えのタイミングで別の樹に替えて頂けると嬉しいです。特に銀杏はニオイも強いので気になります。
- ・ まるで丸太のように強剪定するのはやめてほしい。植え替えるのは必要だが、ハナミズキばかりにせず、もとあった樹種で植え替えてほしい。
- ・ 街路樹の剪定の回数を増やしてください。お金がかかるとは思いますが、安全のため、街の外観保持のために必要だと思います。

（２）街路樹の維持管理に対する意見

電話やメール等で本市に日常的にお問い合わせや要望をいただいている市民意見のうち、街路樹のせん定に関するものは、樹木の大木化や予算の減少の影響から平成２８年度までは右肩上がりで増加していました。令和３年度からは、第Ⅰ期プランにより道路空間と調和した街路樹への更新や、せん定を標準的な頻度で行うよう努めたこともあり、市民意見は減少傾向にあります。

■ 街路樹に関する市民意見件数の推移



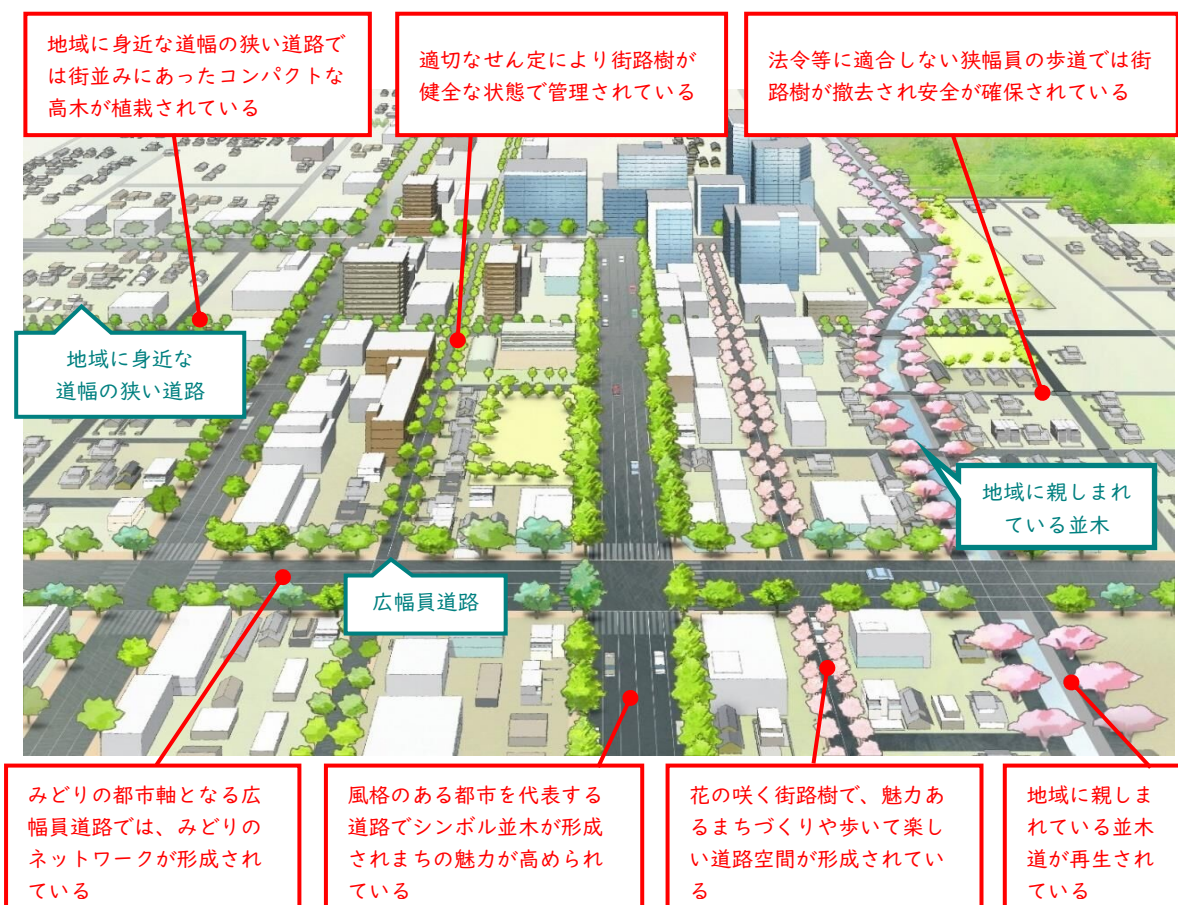
第3章 第2期街路樹再生なごやプラン

1 あるべき姿

街路樹は、新緑や花・紅葉などにより街並みに彩りを与え、木陰をつくり、ヒートアイランド現象を緩和するなど沿道の環境を改善したり、生き物の移動の場となり生物多様性を保全する機能や、交通を分離する機能、火事の延焼を防ぐなどのさまざまな機能があります。また、近年では、都市魅力を向上させたり、グリーンインフラなどの新たな機能も注目されています。

本市では、次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくりを目指し、本プランを実行することで、道路空間との調和を保ち、機能や役割を十分に発揮できる健全な街路樹としていきます。また、街路樹により美しい道路景観を創出し都市空間の価値を向上させるとともに、市民・事業者等と共に育て、地域に愛される街路樹としていきます。

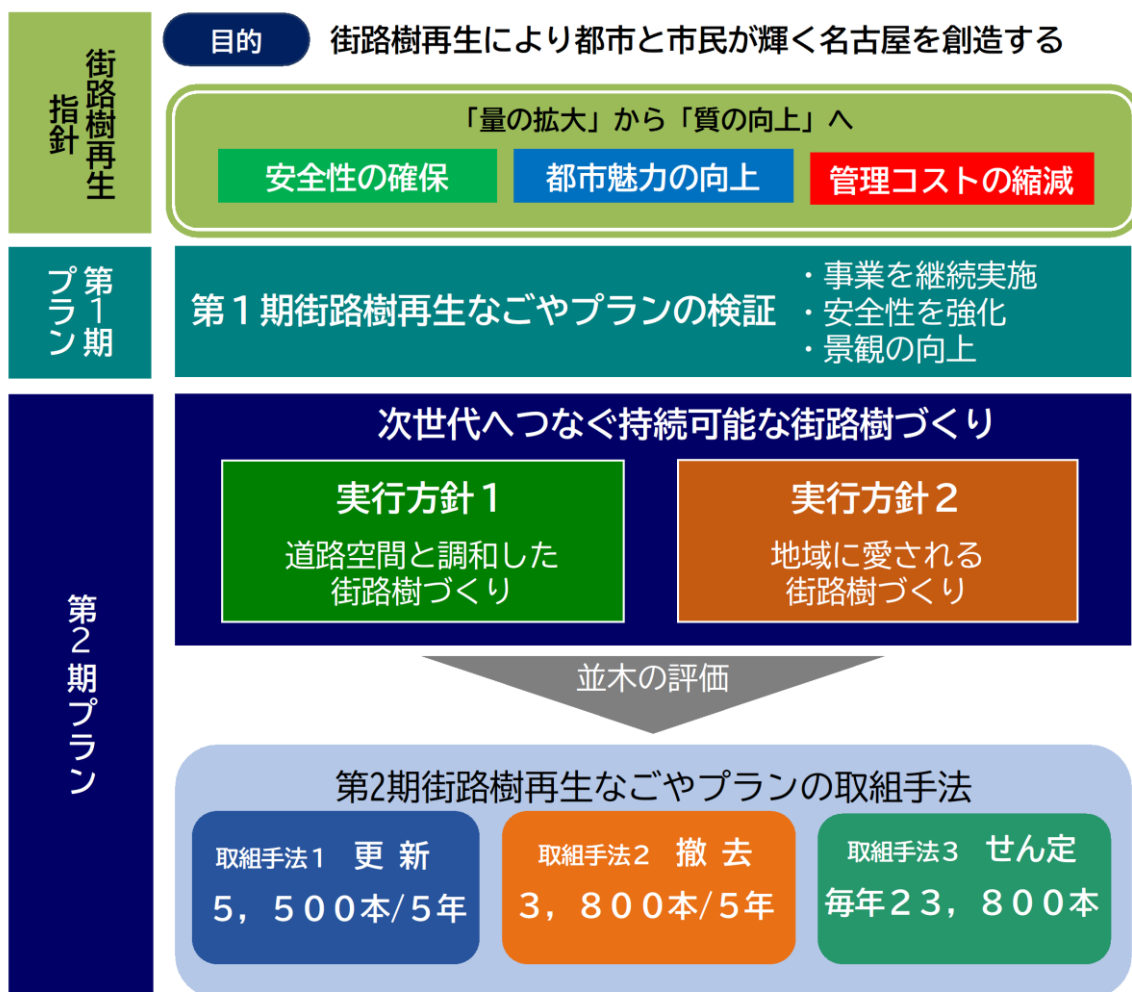
■ 街路樹再生の取り組みイメージ



2 方針

第1期プランで掲げた実行方針「道路空間と調和した街路樹づくり」「地域に愛される街路樹づくり」を継承し、果たすべき機能や役割が発揮できる健全な街路樹となるよう再生・保全・育成を図ります。

■ 第2期街路樹再生プランの概要



3 目指す効果

第2期プランでは、従来から行っていた巡視・点検の方法や頻度を見直し、事故リスクが高く課題の多い街路樹を早期に発見し、更新・撤去することで、道路空間と調和した健全な並木へと再生するとともに、誰もが安心して通行できるよう道路の安全性を確保します。

また、保全・育成すべき並木においては、樹種や地域の状況等を考慮してせん定等の維持管理を行うことにより、風格のある並木や地域の方々が親しみと誇りを持てる並木を形成し、都市魅力の向上や地域・市民に愛される街路樹づくりを目指します。

継続して街路樹の更新や撤去を行うことで、現在のせん定費用や、植え替え後の若木が成長するまでの期間のせん定費用が不要となることや、せん定頻度の少ない樹種に植え替えることによってせん定費用は抑制されるため、管理コストが縮減できると考えています。

■ 街路樹再生の効果

第2期街路樹再生なごやプランの効果

安全性の確保

- 更新・撤去・せん定による事故リスクの低減
- 誰もが安心して通行できる良好な歩道空間の確保
- 災害時の交通ネットワークの確保
- 道路空間と調和した健全な街路樹の育成

都市魅力の向上

- シンボル並木の形成による都市魅力の向上
- 美しい道路景観の創出
- 地域の方々が親しみと誇りを持てる並木づくり
- 魅力ある並木道の保全・育成

管理コストの縮減

- 更新・撤去による管理本数の適正化
- 更新・撤去によるせん定費用の抑制

■ 街路樹再生による効果のイメージ

安全性の確保



更新



更新による根上がりの解消
守山区県道田粉名古屋線



撤去



撤去による歩道空間の確保
中川区長良小本第1号線

都市魅力の向上



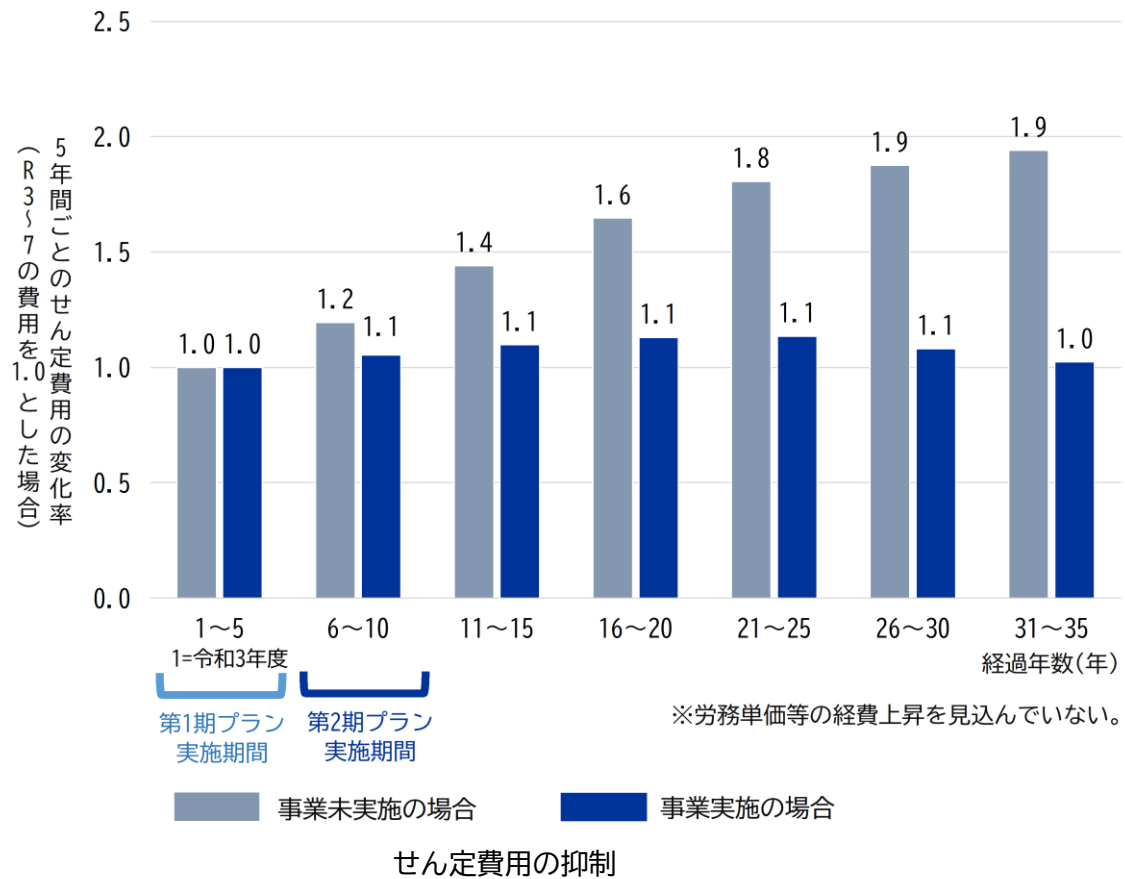
住宅地で植え替えた花木
西区台所樋ノ口町線



シンボル並木のせん定
千種区県道名古屋長久手線

管理コストの縮減

■ 街路樹再生によるせんだ定費用の抑制(実績値によるシミュレーション)(再掲)



■ 第1期プランの実績を基に将来のせんだ定費用を試算したもの

- ・事業を実施しない場合は、35年後には約2倍に増加。
- ・事業を実施する場合は、ほぼ横ばいの状態に抑制。

4 進め方（並木の評価）

街路樹再生にあたっては、路線ごとに樹木の状態や道路空間、沿道状況、法令等の適合状況などから判断し、「更新する並木」「撤去する並木」「保全・育成する並木」に区分します。

巡視・点検・診断により異常が発見されるなど、大木化・老木化等による事故リスクが増大している課題の多い路線は「更新する並木」として、法令等に適合しない路線は「撤去する並木」として、評価により優先順位を定め計画的に再生の取り組みを進めます。市を代表する道路などの「保全・育成すべき並木」については、適切なせん定管理等により健全な街路樹の保全・育成を図ります。

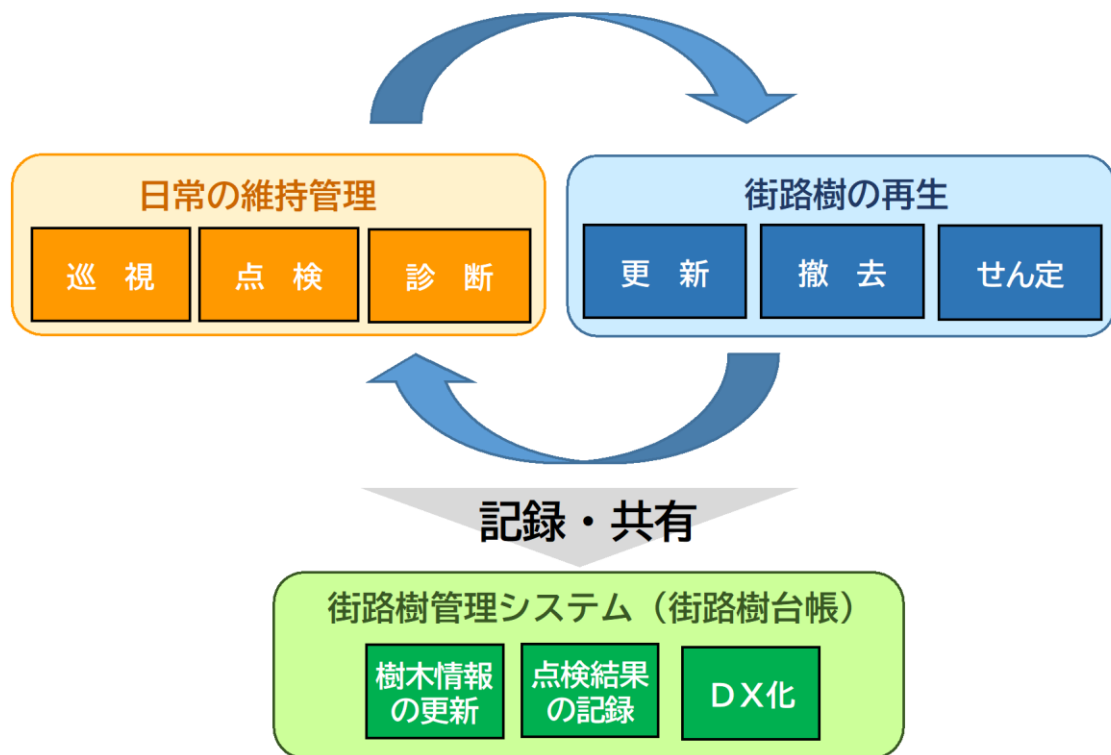
■ 更新対象路線の評価の視点

評価の視点
生育状態・環境が悪化し、倒木の危険性が高く、老木化等の課題が多い路線
道路空間や沿道状況とのバランスを超えて大木化した路線
市民に過度な影響を与えている路線 (民地側に多量の落ち葉がたまりやすい等)
地域要望、維持管理コストを考慮すべき路線 (地域からのまとまった要望がある、毎年定期的なせん定を要する樹種である等)

■ 撤去対象路線の評価の視点

評価の視点
歩道の有効幅員
生育状態・環境が悪化し、倒木の危険性が高く、老木化等の課題が多い路線
道路空間や沿道状況とのバランスを超えて大木化した路線
市民に過度な影響を与えている路線 (民地側に多量の落ち葉がたまりやすい等)
地域要望、維持管理コストを考慮すべき路線 (地域からのまとまった要望がある、毎年定期的なせん定を要する樹種である等)

■ 街路樹の維持管理サイクル



街路樹を最適な状態を維持し、事故を未然に防止するためには、適切な維持管理が必要です。維持管理の基本となるのは、日常的な巡視や定期的な点検です。巡視・点検は全ての街路樹に対して実施し、異常が認められた場合には診断を実施し、必要な措置を行います。点検・診断の結果や措置の内容は記録し、継続的な観察を行います。

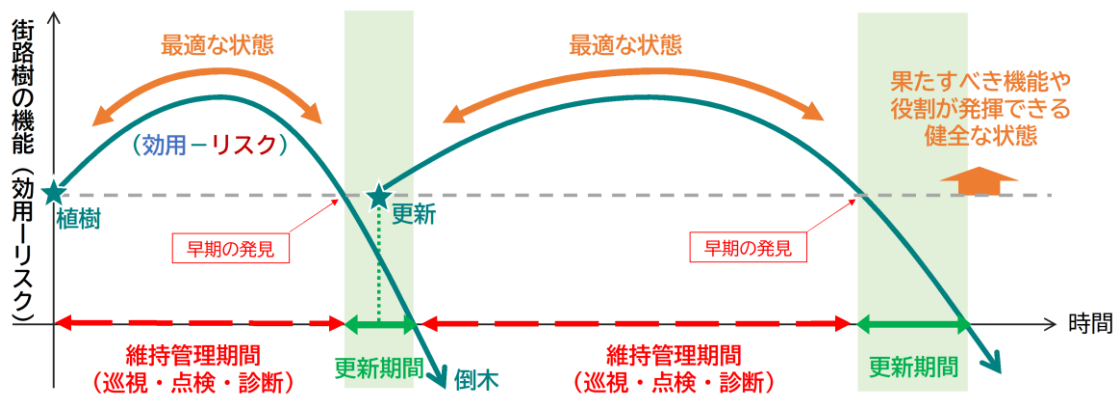
参考 ライフサイクルの最適化

植栽から更新までの街路樹のライフサイクルを最適化することで街路樹を健全な状態に保ち、機能を最大化しつつトータルコストの抑制を図ります。

植栽後一定期間は、計画的な巡視・点検を行って街路樹の状態を把握し、適宜せん定等の必要な維持管理を行います。樹木の生長に伴い、せん定費などの維持管理費用は増加し、大木化・老木化の進行等により事故リスクも増大することから、果たすべき機能や役割を発揮できる健全な状態でなくなった場合（機能が低下した場合）には、一定年数を目途に更新を行います。

更新に際しては、歩道の幅員や沿道の状況等を考慮し道路空間に見合った樹種を選択するなど、機能やコストを考慮しながらライフサイクルの最適化を図ります。

■ 街路樹の機能と更新時期の考え方（成長の遅い樹種に更新した場合）



5 取組手法

(1) 更新

ア 道路空間と調和した街路樹への更新

路線ごとの更新

大木化や老木化、生育環境の悪化により倒木等の事故リスクが高まっている街路樹を、生長後も道路空間と調和する街路樹へ更新することにより、安全性を確保します。

事故が増加傾向にあるケヤキにおいても、路線ごとの更新を行います。

広幅員道路では、トウカエデやイチョウといった樹冠を大きく生長させる樹種を植栽し、「みどりのネットワーク」としてふさわしい並木を形成します。

身近な地域の歩道幅員の狭い道路などには、せん定頻度が低く根上がり起きにくいあまり大きくならない街路樹を植栽するなど、道路空間との調和を図ります。

第1期プランの事業期間中に倒木等の事故により、新たに事故リスクが高いと判断した4種について、第2期プランから新たに更新対象とします。

- 更新対象：30,000 本
 - 事業期間：残り30年（想定）
 - 第2期プラン対象：1,000 本/年×5 年=5,000 本
- ※ 事業の進捗により事業期間の短縮を目指します。

目標事業量	事業費
5,000 本	2,000 百万円

■ 事故リスクが高い樹種※1

種 別	樹種名
倒木のリスクが高い樹種	プラタナス、アキニレ、エンジュ、アオギリ、ケヤキ、 <u>マテバシイ</u> 、 <u>タイサンボク</u>
落枝や枝が張り出して通行車両等へ接触するリスクが高い樹種（重点管理木※2を含む）	ケヤキ、サクラ等、クスノキ、ユリノキ、ナンキンハゼ、 <u>シラカシ</u>
根上がりや根の柵への侵入のリスクが高い樹種	クスノキ、アメリカフウ、 <u>クロガネモチ</u>
実に関するリスクが高い樹種	イチョウ

※1 市内の街路樹 1,000 本あたりの事故件数が 1 件以上発生している計 15 樹種。

なお、下線は、第 2 期プランから追加された樹種。

※2 全国的に落枝の事故が多く、本市で重点的に管理すべき樹種として位置付けしているケヤキ及びクスノキの 2 樹種。

■ 街路樹の倒木



タイサンボクの倒木



マテバシイの倒木

歩道が広く十分な植栽空間が確保できるような広幅員道路においては、防根シート等によって根上がり防止対策等をしながら、樹冠が大きく生長する樹種を選定して植栽します。

■ 広幅員道路に植栽する樹種

樹種名
トウカエデ、アメリカフウ、イチョウ等



広幅員道路（若宮大通）のトウカエデ（左側）

イ 市民や地域に親しまれている並木道の更新

同一樹種への単木での更新

市民に親しまれている並木道において、大木化・老木化した街路樹を同一樹種で更新することにより並木を再生し、事故を未然に防ぎつつ、名古屋のまちを印象づける道路景観の保全を図ります。まちの景観を変えることのないよう計画的かつ段階的に街路樹を更新します。

- 更新対象：約 3,200 本
- 第 2 期プラン対象：100 本/年×5 年＝500 本

目標事業量	事業費
500 本	409 百万円

■主な対象場所

樹種名	主な対象場所
サクラ類	すいどうみち緑道（千種区）、長堀飯田町第Ⅰ号線（東区）、飯田松山町線（東区）、黒川（北区）、洗堰周辺（西区）、山崎川周辺（瑞穂区）、鯛取通（南区）、森孝戊線（守山区）、山の手通線（守山区）、藤が丘周辺（名東区）、香流川緑道（名東区）、植田線（天白区）など
ユリノキ	市役所周辺（中区）

■ 地域に親しまれている並木道



山崎川周辺のソメイヨシノ



市役所周辺のユリノキ

ウ 市民や事業者からの寄附による街路樹の更新

路線ごとの更新

市民や事業者からの寄附による更新を行い、地域の方々が親しみと誇りを持てる並木づくりを推進します。

- 第2期プラン対象（想定）：60本/年×5年＝300本

想定事業量	想定事業費
300本	120百万円

■ 市民からの寄附による街路樹更新



中区呉服町通のオオカンザクラ



参考 道路空間への適正配置

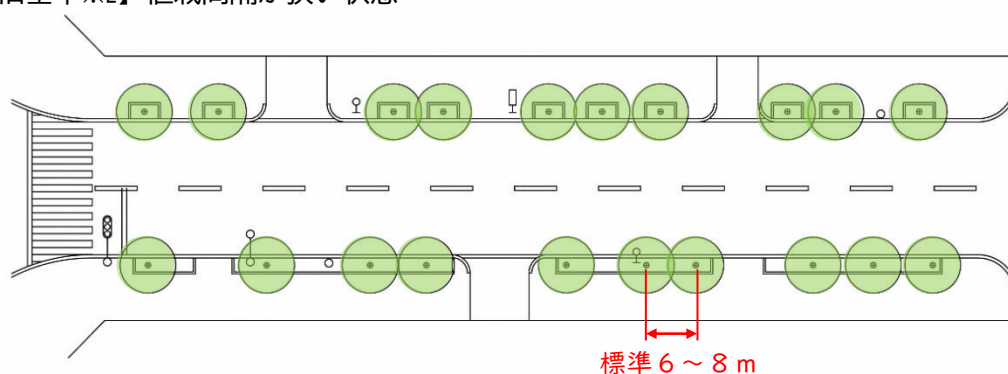
道路空間や沿道環境とのバランスを超え大木化した街路樹は、生長後も道路空間と調和する樹種へ更新します。また、更新の際には、道路空間緑化基準に基づき適正な間隔で植栽します。

歩道の有効幅員が法令等※1に適合しない一部の「植樹帯」については、街路樹更新や道路改良等の機会にあわせて、低木を撤去して高木のみの「植ます」に改良するなど通行の安全性を確保します。

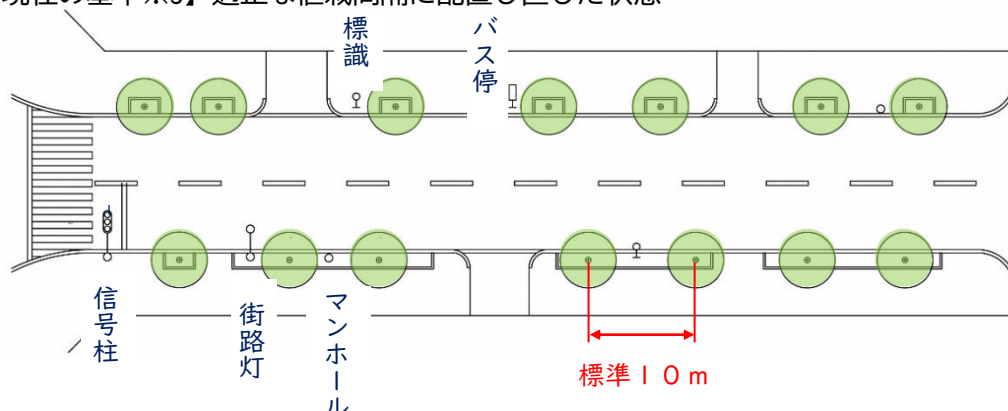
また、歩道や中央分離帯の「植栽」については、見通しの確保や乱横断防止など道路交通に支障となる場合には撤去等の対応を検討します。

■ 適正配置のイメージ

【旧基準※2】 植栽間隔が狭い状態



【現在の基準※3】 適正な植栽間隔に配置し直した状態



※1 道路構造令

※2 道路緑化基準（昭和56年5月）、道路空間緑化基準（平成15年4月）、改定道路空間緑化基準（平成25年4月）

※3 道路空間緑化基準（令和7年4月）

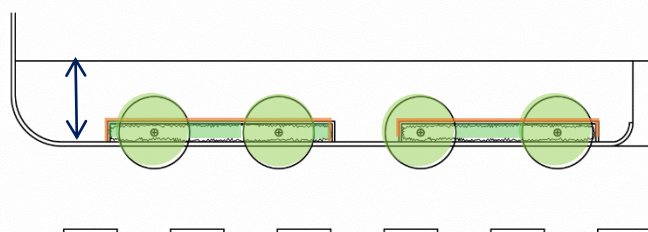
■ 街路樹の構成

高 木	高さが3メートル以上に達する樹木
低 木	高さが0.6メートル未満の樹木
植樹帯	高木、低木などを植えるために設けられる帯状の施設
植ます	主として高木を単独で植えるために設けられる施設

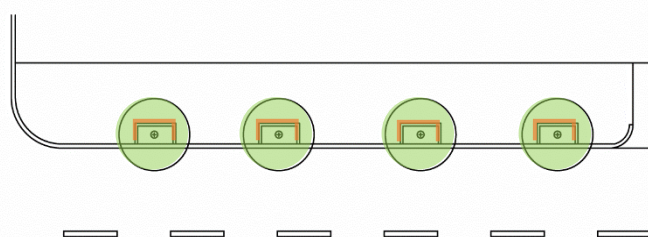
■ 植樹帯を植ますに改良するイメージ（平面図）

【植樹帯】

歩道の幅員が3.2m以上4.5m未満の場合



【植ます】



(2) 撤去

ア 狭幅員歩道の安全な通行を確保するための撤去

路線ごとの撤去

現行の法令等に適合していない狭幅員歩道の街路樹を撤去し、歩行者の安全な通行空間を確保します。

事業期間の短縮を目指して第2期プランにおいては、目標事業量を第1期プランより多く設定します。

- 基準：原則として、歩道の有効幅員を 2.0m 以上を確保する
 - 撤去対象：10,000 本
 - 事業期間：残り 17 年（想定）
 - 第2期プラン対象： $600 \text{ 本/年} \times 5 \text{ 年} = 3,000 \text{ 本}$
- ※ 事業の進捗により事業期間の短縮を目指します。

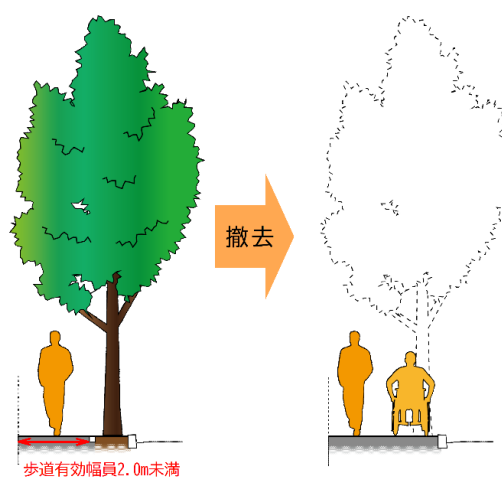
目標事業量	事業費
3,000 本	840 百万円

■ 狭幅員歩道に植栽されている街路樹



街路樹があることで有効幅員が 2.0m を確保できていない歩道

■ 狭幅員歩道の街路樹撤去イメージ



街路樹撤去による安全な通行空間の確保

イ 標識等の施設に近接して植栽の基準に適合しない街路樹の撤去

箇所ごとの撤去

交通標識等に近接して視認性を妨げている街路樹や、横断歩道等に近接しているため歩行者の安全な通行を妨げている街路樹、道路照明を遮蔽している街路樹といった、道路空間緑化基準に適合しない街路樹を撤去します。

- 基準：道路標識・街路灯・電柱から 3m 以内には植栽しない等
- 第 2 期 プラン対象：80 本/年×5 年=400 本

目標事業量	事業費
400 本	112 百万円

■ 標識や横断歩道に近接して植栽されている街路樹



横断歩道の標識に近接している街路樹

ウ 樹木診断等による不健全木の撤去

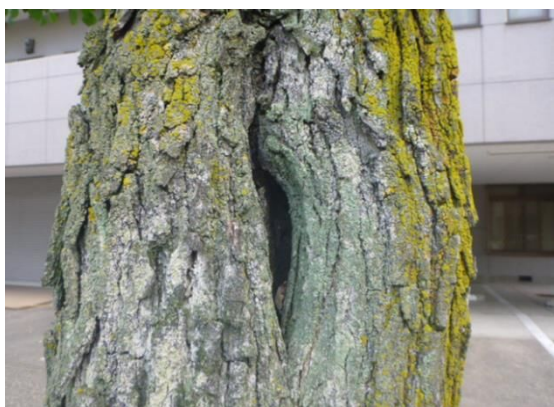
箇所ごとの撤去

巡視や点検により発見した異常について、診断等を行って不健全と判断された街路樹の撤去を行います。

- 撤去対象：樹木診断の結果、撤去と判定された街路樹
- 第2期プラン対象：80本/年×5年＝400本

目標事業量	事業費
400 本	112 百万円

■ 不健全と判断された街路樹



樹幹の亀裂による腐朽、空洞



キノコの発生（ベッコウタケ）



植栽基盤の状況が悪く、生育が良くない樹木



樹木内部の腐朽、空洞

出典：街路樹の倒伏対策の手引き
(国土技術政策総合研究所)

工 道路空間や街並みと調和のとれた街路樹とするための間伐

路線ごとの撤去

植栽間隔が狭く、枝が重なりあっている樹木の間伐を行い、道路空間や街並みと調和のとれた健全な街路樹を育成します。

2 列植栽や沿道にある公園や樹林地の樹木と競合している街路樹路線で、撤去しても十分な緑を確保できる場合、間伐を行うことで樹木の込み合った状態を解消し良好な歩道の通行空間を確保します。

- 基準：植栽間隔は標準 10m 以上を確保
- 第 2 期プラン対象（想定）：40 本/年×5 年＝200 本

想定事業量	想定事業費
200 本	56 百万円

■ 2 列植栽解消のイメージ



解消前



解消後

参考 道路空間緑化基準

街路樹は「道路法（昭和27年6月10日制定）」によって「道路の附属物」として定められた施設で、その他の附属物である街路灯や交通標識に加え、電柱などの占用物件や地中の上下水道管や電線共同溝等の施設と空間を共有して配置されています。

本市では、道路景観の向上、季節感の演出、ヒートアイランド現象の緩和、緑陰の提供のほか、道路交通の安全性と通行の快適性を高めるとともに、沿道及び都市全体の環境の保全と創出に資することを目的として、道路空間の緑化を推進するための基準である「道路空間緑化基準」を定めています。

令和7年度には、国の都市緑地法の一部改正を踏まえ令和6年12月に策定された「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」で掲げられた緑化の推進目標に資するため、道路構造令で規定される歩道の幅員に合わせ残存有効幅員の考え方を修正しました。また、令和4年に瑞穂区内で発生した交通事故を受け設置された「通学路の更なる安全対策検討会」の検討結果を受け、植栽帯等の設置位置等を修正し、安全性を高める改定を行いました。

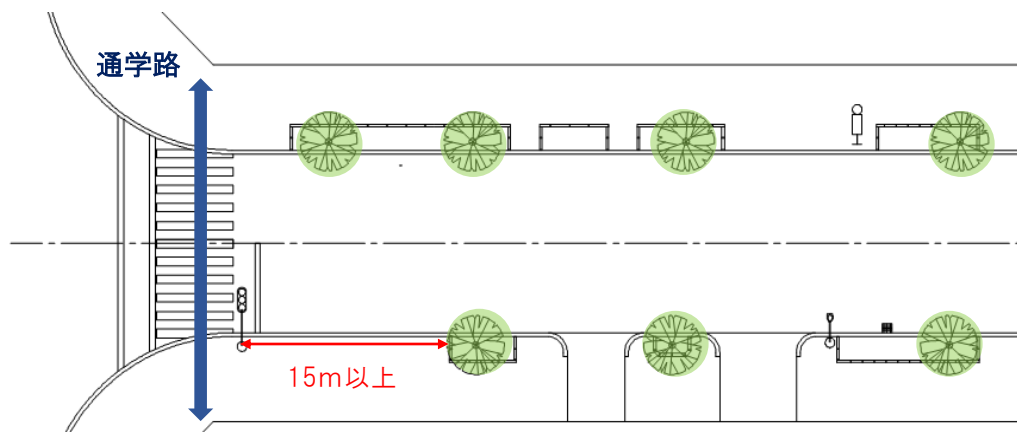
■ 植ますを設置する歩道の幅員について

道路構造令に準拠して、植ますを設置する場合は有効幅員を2.0m確保することとしています。そのため、歩道の幅員が3.2m以上の道路には植ますを設置することができます。



■ 通学路の見通し確保について

子供の交通安全のため、片側2車線以上の道路における通学路である横断歩道上流の15m以内には植栽をしないよう定めています。（通学路でない場合は3m以内に植栽をしない。）



(3) せん定

ア 健全育成のためのせん定

せん定は、樹木全体の形状を整え、並木としての統一美を維持するとともに、不要な枝を取り除くことで日照や通風を改善し病虫害の発生を防いだり、台風等の強風の影響を低減させたりするほか、限られた道路空間において人や車の通行空間や建築物等に支障を及ぼさないよう樹形を調節するために行うものです。長期間せん定を行わない状態から、一度に太い枝部分を大きく切り詰める強せん定は、景観を損なうだけでなく、樹木を衰弱させる原因となることから、街路樹を健全に育成し、その機能や役割を十分に発揮させるために、適切なせん定を定期的に行います。

せん定の実施においては、樹種ごとの特性や地域の状況、道路の幅員等を考慮して、頻度や時期、目標となる樹形の設定を行います。

第2期プランにおいては、一部の樹種で標準的なせん定頻度を見直しました。大木化が進行する中で道路空間に見合う大きさに樹形を整えるために、道路の幅員や樹木の大きさを考慮した頻度でせん定を実施します。

● 第2期プラン対象：23,800本/年×5年

目標事業量	事業費
23,800本/年	809百万円/年

■ 主な樹種の標準的なせん定頻度

樹種名	標準的な頻度
ナンキンハゼ	1年に1回
アオギリ	
アメリカフウ等	
トウカエデ	1～2年に1回
イチョウ	1～3年に1回

下線は、第2期プランから頻度を見直した樹種

■ 大木化したイチョウ



歩道を挟んだ民地側へ枝を張り出すイチョウ
3年に1回のせん定頻度では不足している

イ シンボルとなる並木を形成するための質の高いせん定

本市を代表する街路樹路線において、シンボルとなる並木を形成するため将来樹形を見越したせん定をきめ細やかに行うなど、街路樹の魅力向上を図り美しい道路景観を創出します。

● 第2期プラン対象（想定）：300本/年×5年

想定事業量	事業費
300本/年	10百万円/年

■ 対象となる街路樹路線

シンボル並木	広小路通、大津通、久屋大通、 桜通、錦通、若宮大通
--------	------------------------------

■ シンボル並木



広小路通のケヤキ



大津通のケヤキ



桜通のイチヨウ



若宮大通のトウカエデ

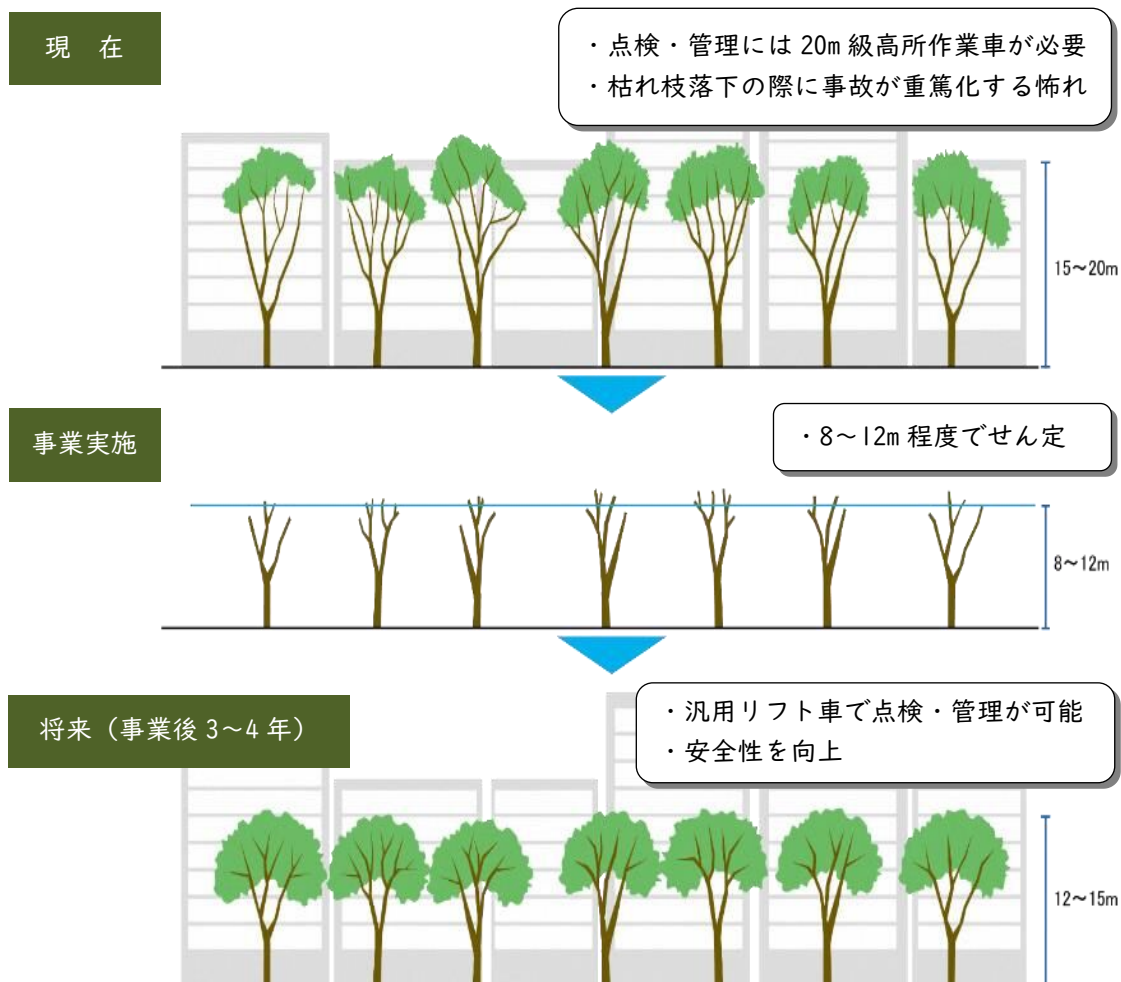
ウ 道路空間に対し大きくなりすぎた樹木を再生するせん定（樹高抑制）

道路空間に対して大きくなり過ぎた樹木について、樹高抑制を行うことで、枯れ枝の落下の危険性を低減させ安全性を向上させるとともに、街並みと調和のとれた樹形に再生します。

● 第2期プラン対象（想定）：160本/年×5年

想定事業量	事業費
160本/年	5百万円/年

■ 樹高抑制のイメージ



標準的な汎用リフト車での点検や管理が可能な高さまで樹高を下げ、安全性を確保します。

6

目標事業量及び事業費

令和8年度～12年度（5年間）

取組 手法	事 項	目標事業量 (想定事業量)	事業費 (想定事業費)
更新	ア 道路空間と調和した 街路樹への更新	5,000 本	2,000 百万円
	イ 市民や地域に親しまれている 並木道の更新	500 本	409 百万円
	ウ 市民や事業者からの寄附 による街路樹の更新	(300 本)	(120 百万円)
合 計		5,500 本 (300 本)	2,409 百万円 (120 百万円)
撤去	ア 狭幅員歩道の安全な通行を確保 するための撤去	3,000 本	840 百万円
	イ 標識等の施設に近接して植栽の 基準に適合しない街路樹の撤去	400 本	112 百万円
	ウ 樹木診断等による不健全木の撤去	400 本	112 百万円
	エ 道路空間や街並みと調和のとれた 街路樹とするための間伐	(200 本)	(56 百万円)
合 計		3,800 本 (200 本)	1,064 百万円 (56 百万円)
せん 定	ア 健全育成のためのせん定	23,800 本/年	809 百万円/年
	イ シンボルとなる並木を 形成するための質の高いせん定	(300 本/年)	(10 百万円/年)
	ウ 道路空間に対し大きくなりすぎた 樹木を再生するせん定（樹高抑制）	(160 本/年)	(5 百万円/年)
合 計		23,800 本/年 (460 本/年)	809 百万円/年 (15 百万円/年)

事業費は労務単価や経費等の上昇を見込んでいない。

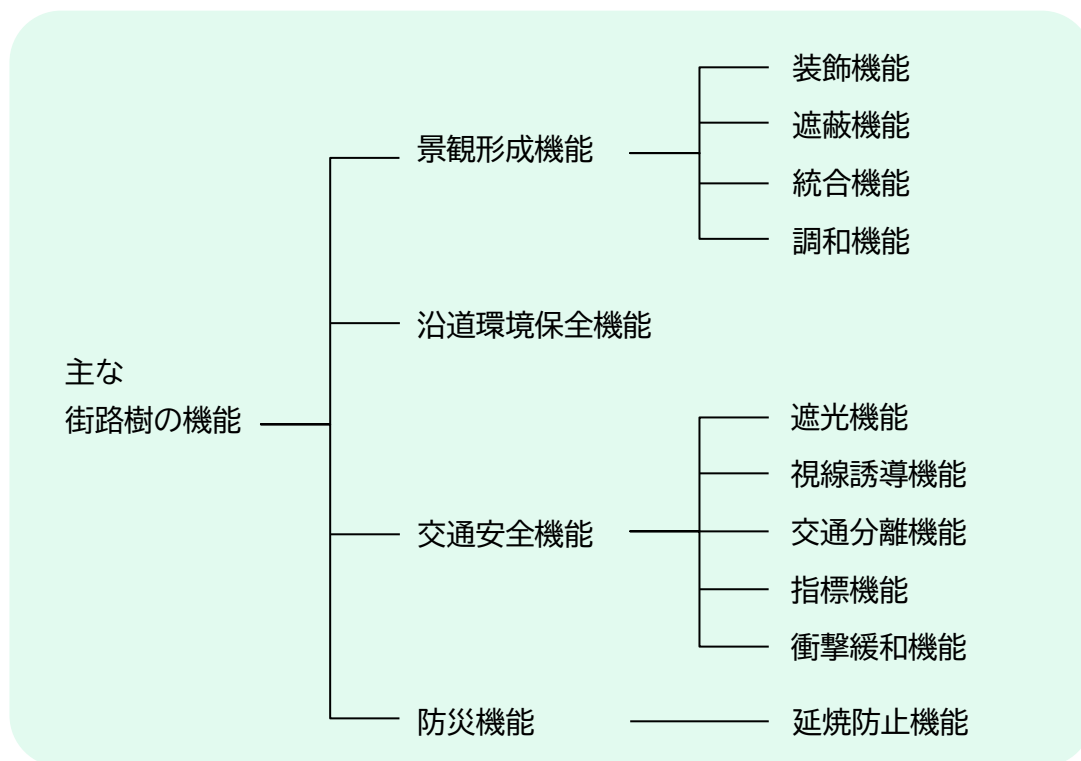
<資料編>

1	街路樹の機能.....	49
2	アンケート結果.....	52
	（1）令和5年度第3回ネット・モニターアンケート.....	52
	（2）名古屋市公式LINEアンケート（令和7年度）.....	60
3	街路樹の法的位置付け.....	63
	（1）道路法.....	63
	（2）道路構造の技術的基準を定める条例.....	63
4	道路植栽に関わる制約等.....	68
5	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針） ...	70



1 街路樹の機能

個々の道路植栽は複数の機能を有するものであり、以下のような機能が複合的に発揮されるように努めることによって、親しみのある道路環境の創出を図ります。街路樹の役割は、時代とともに変化し、それに伴い発揮すべき機能も多様化しています。近年では、都市の価値向上、まちづくり、地域の活性化といった、新たな機能の発揮と都市のブランディングにも寄与しています。



(1) 景観形成機能

装飾、遮蔽、景観統合及び景観調和などの諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道における良好な景観の形成を図ることができます。

ア 装飾機能

固有の自然樹形・樹姿を有している樹木の植栽によって、景観の向上を図る機能。

イ 遮蔽機能

外見上見苦しい場所や構造物などを隠蔽したり、プライバシーを守るため外部から内部を見透かせないように視線や視界を遮蔽するほか、車の排気ガスを防ぐ機能。

ウ 統合機能

街路樹（並木）のように、景観にまとまりをもたらす機能で、道路や沿道に無秩序に立ち並んだ看板など、景観上好ましくないものの影響を排除しながら、統一的景観を形成する機能。

エ 調和機能

道路と周辺自然や人工構造物との間に樹木を植栽することにより、景観上の同化融合を図る機能。

（２）沿道環境保全機能

騒音、遮音及び音の伝達経路を回折によって長くすることによって、減音と騒音に対する心理的な緩和を図ることができます。また、樹木の枝葉が上空を覆うキャノピー効果によって寒暖や乾湿などの変化を緩和し、道路利用者に快適な空間を提供します。

（３）交通安全機能

安全で円滑な道路交通の確保に資するため、遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和の諸機能があります。

ア 遮光機能

対向する自動車の前照灯からの光線を中央分離帯などの道路植栽により遮り、眩光を防止する機能。

イ 視線誘導機能

車道の線形に沿って規則的に植栽された道路緑化によって、自動車運転者にその道路の地形、線形などの状況をわかりやすくして、安全を図る機能。

ウ 交通分離機能

低木や生垣などを植栽することにより、歩行者や自転車利用者を自動車交通から分離し、車道を横断したり車道への立ち入りを防止する機能。

エ 指標機能

形や姿が特徴的な樹木を植栽することにより、道路利用者に対して位置を確認させる機能で、ランドマーク（目印）機能とも言います。

オ 衝撃緩和機能

低木の密植により、道路敷から飛び出した車両の衝撃を緩和する機能であるとともに、車両が道路敷の外や反対車線に飛び出すのを防止する機能。

(4) 防災機能

ア 延焼防止機能

火災面からの熱に対して、樹木が放出する水蒸気で保護膜をつくり、放射熱を遮断し燃焼を緩和する機能。また、樹木の存在は火災の発生による上昇気流の動きを防ぐため、火災の流れるのを阻害し、飛来する火の粉を阻止する機能。

2 アンケート結果

(1) 令和5年度第3回ネット・モニターアンケート

500人の市民モニターを公募し、インターネットを活用した調査を実施するもので、街路樹についてアンケートを行いました。

調査結果抜粋

- 街路樹に期待することは、「新緑・花・紅葉など四季を感じられること」が約8割でした。
- 街路樹（高木）を並木単位で一斉に更新することについて、「良いと思う」「どちらかといえば良いと思う」が約7割を占めました。

ア 調査期間

令和5年7月28日（金）～8月7日（月）

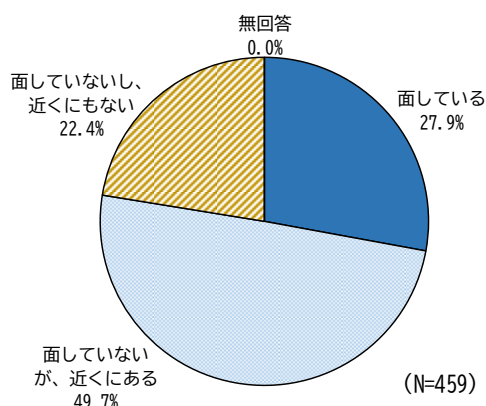
イ 調査方法

- （ア）対 象 市内在住の18歳以上の方で、市政に関心のある方（公募）、500人
 （イ）調査方法 インターネットを通じてアンケートに回答
 （ウ）回収率 調査対象500人に対して有効回収数459人、有効回収率91.8%

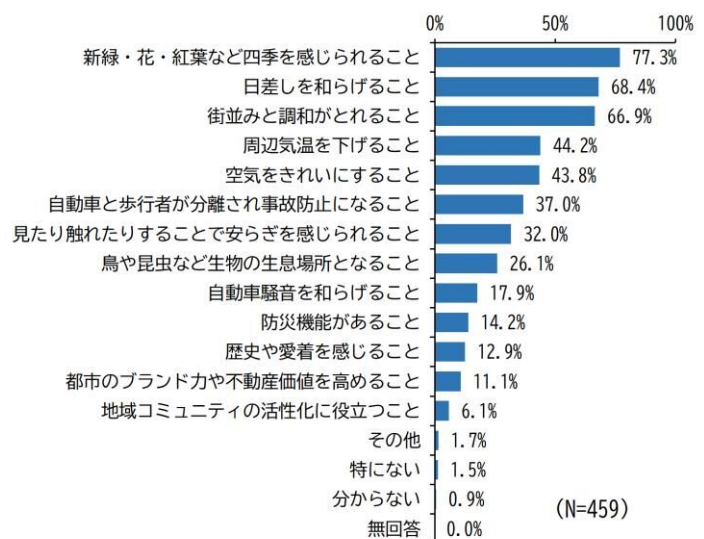
ウ 回答集計結果

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

問1 街路樹には高さが3メートル以上になる高木と、高さが1メートル未満の低木があります。あなたのお住まいは街路樹（高木）のある道路に面していますか。（選択は1つ）

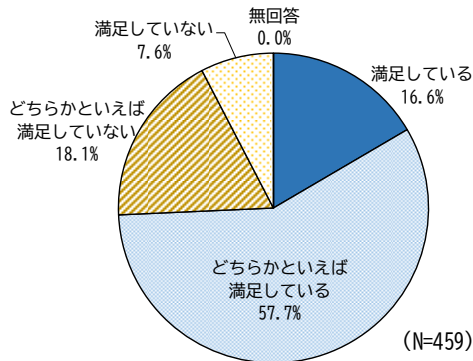


問2 あなたが、街路樹に期待することは何ですか。（選択はいくつでも）

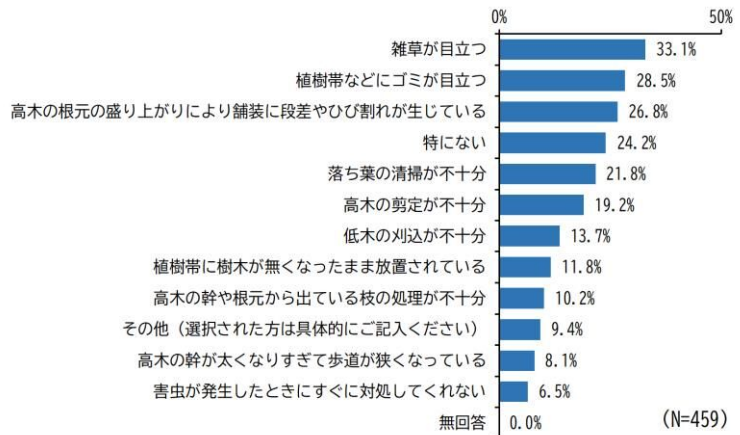


名古屋市では日頃、低木の刈込、高木の剪定及び除草などの維持管理を行っています。

問3 あなたは、本市の街路樹の維持管理について、満足していますか。（選択は1つだけ）

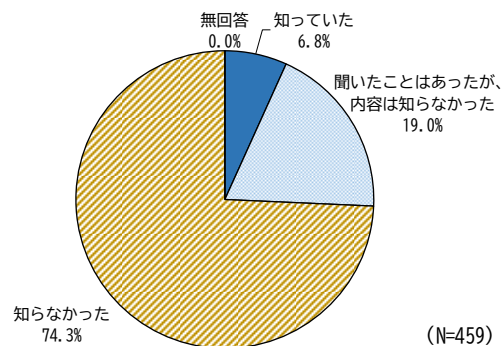


問4 あなたが、本市の街路樹の維持管理について、不満に思うことは何ですか。（選択はいくつでも）



本市では、「道路空間と調和した街路樹づくり」と「地域に愛される街路樹づくり」のため、計画的に街路樹の更新・撤去・せん定を実施することで、次世代へつなく持続可能な街路樹づくりを目指し「街路樹再生なごやプラン」の取り組みを進めています。

問5 あなたは、本市の行っている「街路樹再生なごやプラン」の取り組みを知っていましたか。（選択は1つだけ）

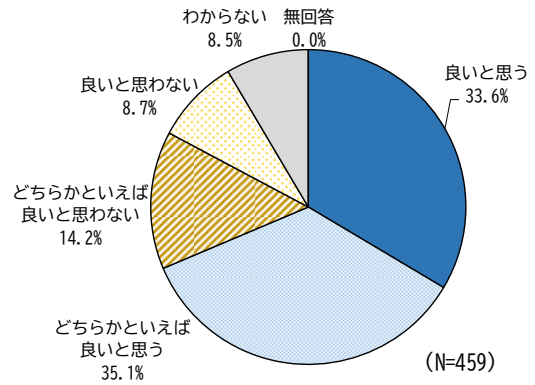


近年、老木化・大木化した高木の倒木や落枝等の事故が多く発生していることから、「街路樹再生」の取り組みの一つとして、一部の高木について更新や撤去を行っています。高木の更新や撤去は、緑の量が減少する一方、安全な通行空間確保に役立っています。

〈更新について〉

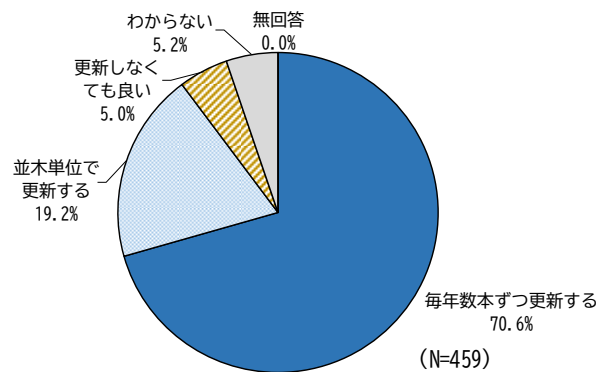
植え替え等のことを更新と言い、本市では、現在、事故リスクが高い樹木などを1本ずつ植え替える方法で作業を進めています。

問6 あなたは、街路樹（高木）を並木単位で一斉に更新することを良いと思いますか。
（選択は1つ）



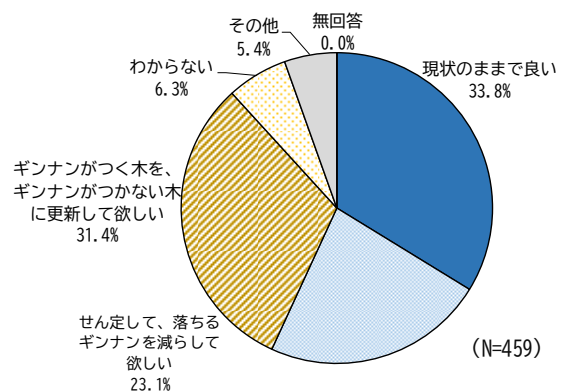
本市では、地域に親しまれているサクラ並木等においては、まちの景観を変えることなく毎年数本ずつ老木化した木を若木へと更新しています。

問7 あなたは、サクラ並木等の老木をどの程度若木に更新すると良いと思いますか。
（選択は1つ）



イチョウは、樹形が美しく火災の延焼防止に効果があることなどから、市内で多く植栽されています。一方で、ギンナンが路上に落下することにより、安全な通行を妨げたり、悪臭が発生するなどしています。イチョウにはギンナンがつくものとつかないものがありますが、植栽時の若木の状態では判別することは困難です。

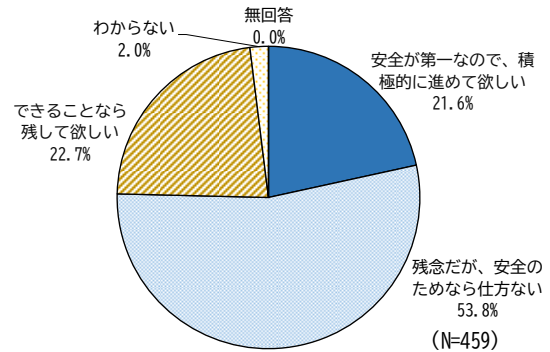
問8 あなたは、ギンナンがつくイチョウをどのように管理すると良いと思いますか。
（選択は1つ）



〈撤去について〉

本市では、歩道の通行に必要な道幅が確保できないなど現行の法令等に適合していない街路樹（高木）を撤去していますが、「全部撤去して寂しい」、「日陰が無くなる」等のご意見もいただいています。

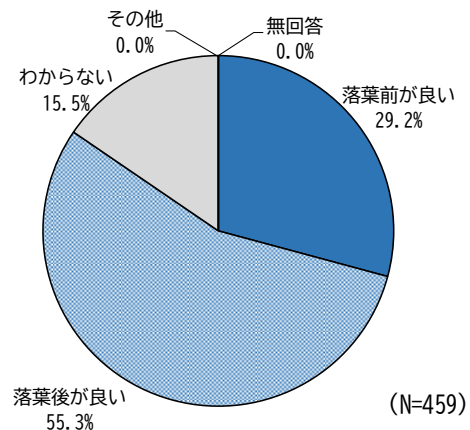
問 9 あなたは、歩道の通行に必要な道幅が確保できない街路樹（高木）の撤去に関してどのように感じますか。（選択は1つ）



〈せん定について〉

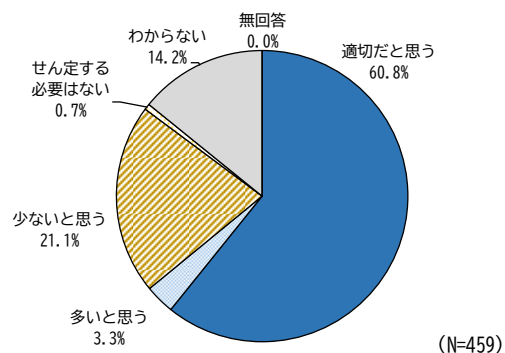
本市では、街路樹（高木）の種類ごとの特性に合わせて、必要に応じてせん定を行っています。ただし、秋に紅葉を経て落葉する樹木については、市民の皆さまからせん定をする時期について、通気性や日当たり・落ち葉清掃の観点から早くすべきという声と、日差しの緩和や紅葉を楽しみたいという観点から遅くすべきという声をいただいています。

問 10 あなたは、紅葉する街路樹（高木）について、せん定する時期をいつにするのが良いと思いますか。（選択は1つ）



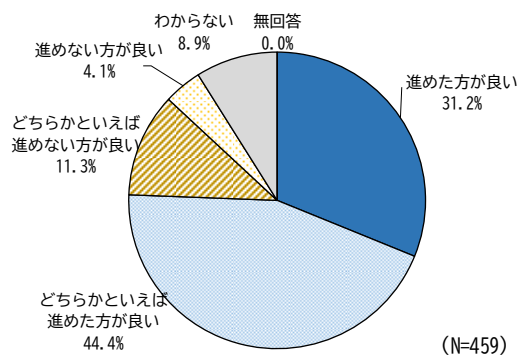
本市では、街路樹のせん定を、木の種類に応じて標準的な頻度（１～３年に１回）を定めて実施しています。

問 11 あなたは、現在のせん定頻度が適切だと思いませんか。（選択は１つ）

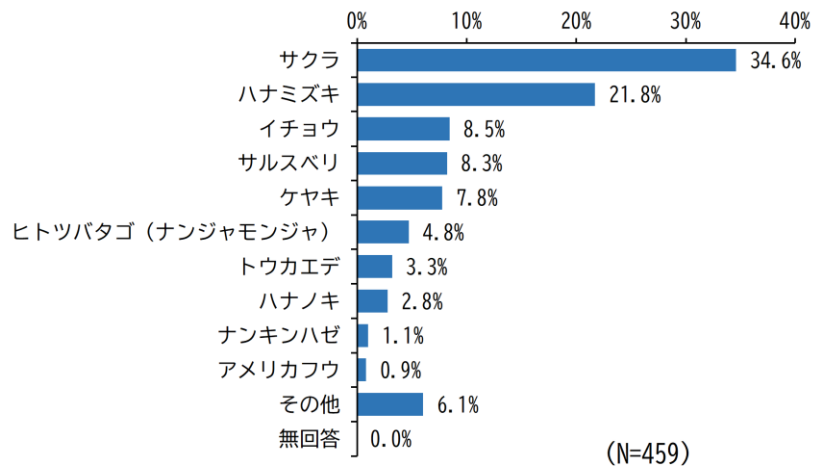


本市では、一部の道路空間に対して大きくなりすぎた樹木について、樹木の高さを下げるせん定を行うことで、枯れ枝の落下の危険性を低減させるとともに、街並みと調和のとれた樹形への再生を実施しています。一方で、大きく育った樹木が小さくなることで、景観が変わってしまうという見方もあります。

問 12 あなたは、樹木の高さを下げるせん定を進めた方が良いと思いませんか。（選択は１つ）



問 13 あなたが好きな街路樹の種類や新しく植えて欲しい街路樹の種類は何ですか。
(選択は1つ)



本市では、「街路樹再生」の取り組みの一つとして、街の魅力向上を目指した「シンボル並木」の形成を行っています。そして、広小路通のケヤキ、大津通のケヤキ、久屋大通のケヤキ・クスノキ、桜通のイチョウ、錦通のナンキンハゼ、若宮大通のトウカエデを本市の顔となるシンボル並木として位置付け、街の魅力向上に繋がるよう努めています。今後はこの6つの並木以外にも、街のシンボルとなりうる並木を検討していく予定です。

問 14 本市の定める6つの「シンボル並木」以外に、街のシンボルとしてふさわしいと思う名古屋市内の並木があれば教えてください。

【意見抜粋】

- ・東区 杉村老松線第1号のオオカンザクラ並木
- ・千種区 すいどうみち緑道のサクラ並木
- ・昭和区 塩付通のハナミズキ並木
- ・瑞穂区 山崎川及び汐路桜ロードのサクラ並木
- ・熱田区 大宝線第2号のヒトツバタゴ (ナンジャモンジャ) 並木
- ・南区 鯛取通のサクラ並木

(N=229)

問 15 街路樹に関してご意見等がありましたらご記入ください。

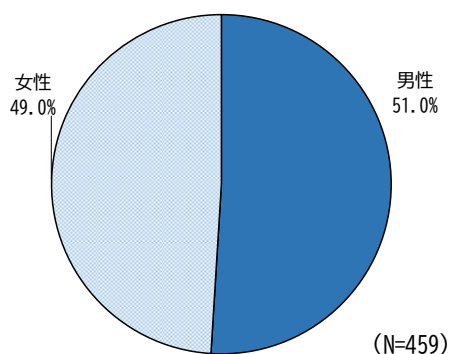
【意見抜粋】

- ・街に街路樹があると気持ちを和らげて癒してくれるので高い樹木や低い木をバランスよく植え続けてほしいです。
- ・交通の妨げになる街路樹は除去した方がよい
- ・災害時に倒木する可能性が高い樹木は早めに対策をとって頂きたいです。
- ・春になって桜やはなみずきの花が咲いてとてもきれい。ぜひ、続けてほしい
- ・街路樹はその景観が美しく見るものを楽しませてくれる反面、伸びた低木や大木の根元から新たに伸びた枝が道路の見通しを極めて悪くし、交通の妨げになっている。景観も大切だが、安全面にも配慮して欲しい。

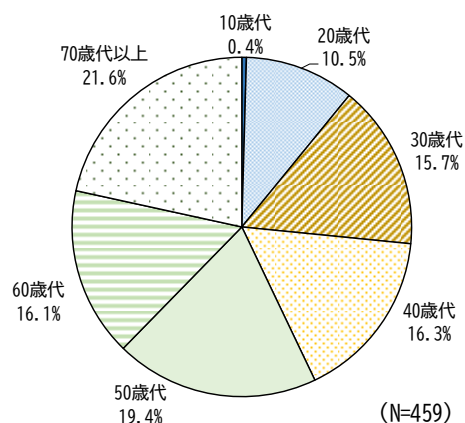
(N = 208)

■ 属性集計

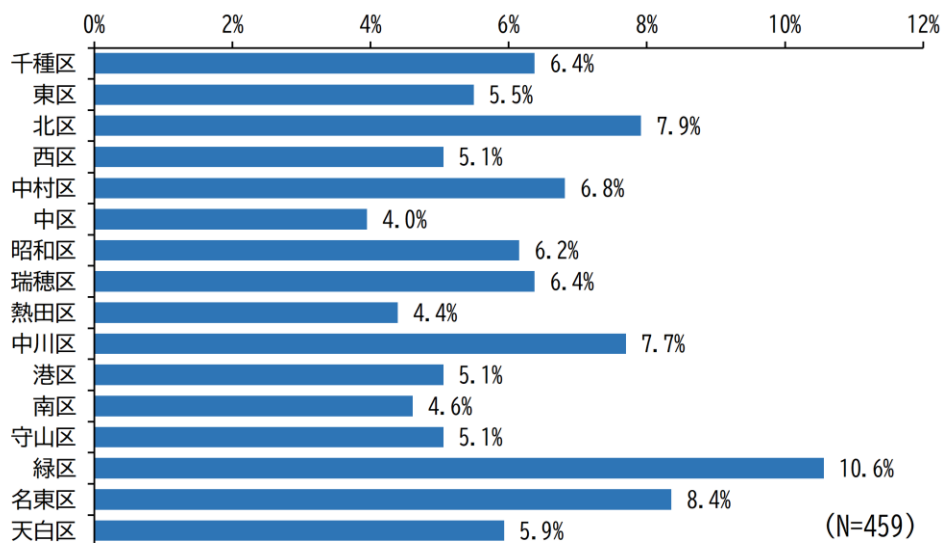
(ア) 性別



(イ) 年代



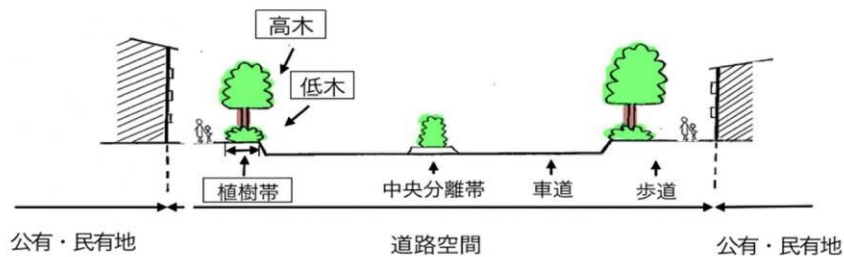
(ウ) 居住区



エ アンケート添付資料 別添1

■街路樹の構成

高木	高さが3メートル以上に達する樹木
低木	高さが0.6メートル未満の樹木
植樹帯	高木、低木などを植えるために設けられる帯状の植栽



別添2

■街路樹撤去・更新イメージ写真



撤去イメージ



更新イメージ

別添3

■名古屋市の顔となるシンボル並木



広小路通のケヤキ



大津通のケヤキ



久屋大通のケヤキ (左)・クスノキ (右)



桜通のイチョウ

(2) 名古屋市公式LINEアンケート（令和7年度）

名古屋市公式 LINE を活用した調査を実施するもので、街路樹についてアンケートを行いました。

調査結果抜粋

■並木単位で一斉に植え替えすることについて、「良いと思う」「どちらかといえば良いと思う」が約8割を占めました。

■現行の法令等に適合していない街路樹（高木）の撤去について、「残念だが、安全のためなら仕方ない」が約4割でした。

ア 調査期間

令和7年5月14日（水）～5月20日（火）

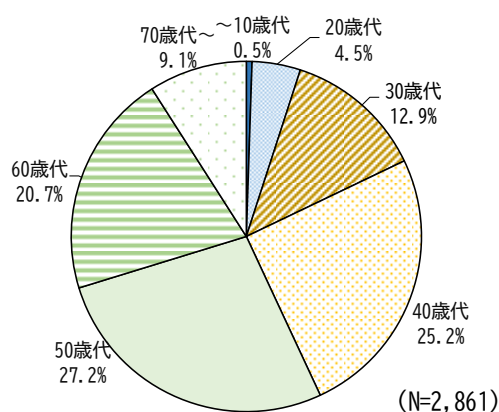
イ 調査方法

- （ア）対 象 友だち登録者、150,538人（令和7年5月14日現在）
 （イ）調査方法 LINEを通じてアンケートに回答
 （ウ）回収率 有効回収率2,861人、有効回収率1.9%

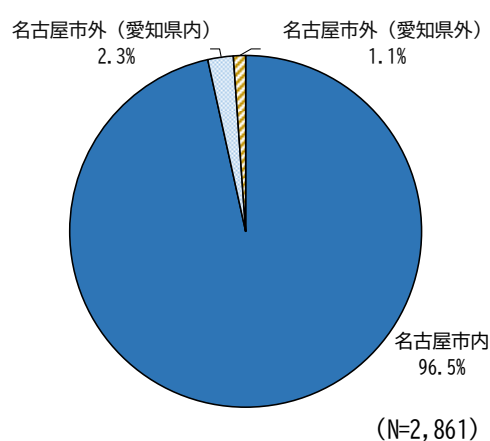
ウ 回答集計結果 ※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

■属性集計

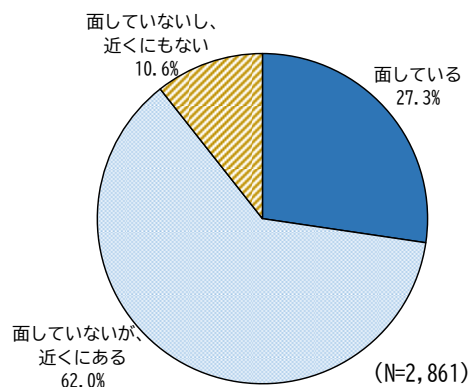
（ア）年齢



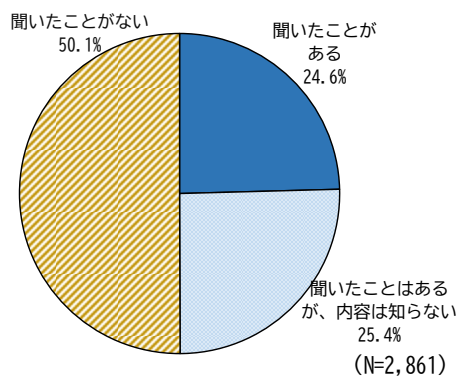
（イ）居住地



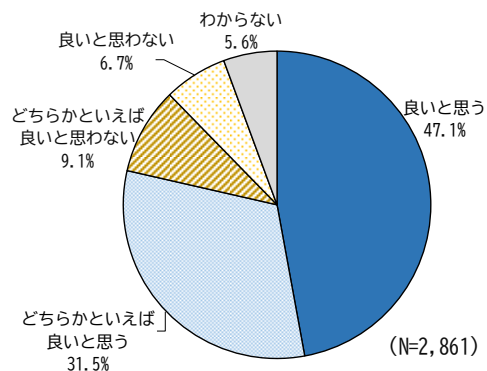
Q1 あなたのお住まいは街路樹のある道路に面していますか（選択は1つ）。



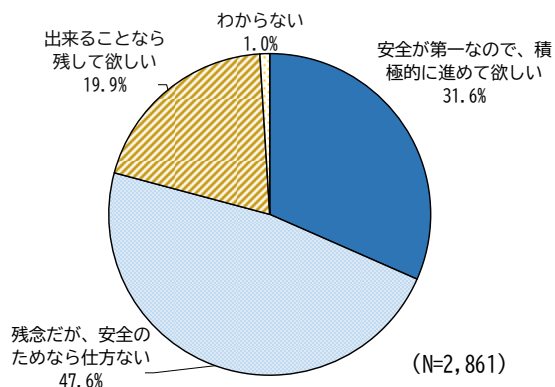
Q2 名古屋市が実施している「街路樹再生」という言葉を聞いたことがありますか。



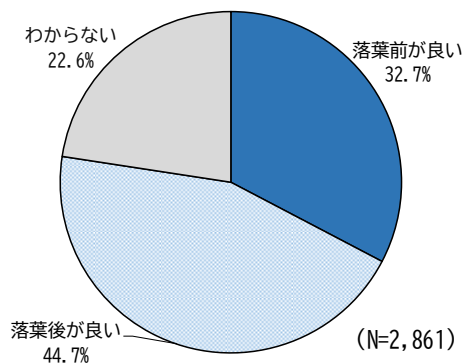
Q3 大木化・老木化した街路樹（高木）による倒木等の事故を防ぐため、並木単位で一斉に植え替えることを良いと思いますか。



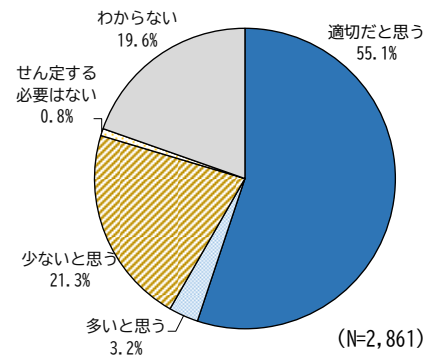
Q4 歩道の通行に必要な道幅が確保できないなど現行の法令等に適合していない街路樹（高木）の撤去に関して、どのように感じますか。



Q5 紅葉する街路樹（高木）について、せん定する時期をいつにするのが良いと思いますか。



Q6 木の種類に応じて標準的な頻度（１～３年に１回）を定めてせん定を実施していますが、現在のせん定頻度が適切だと思いますか。



Q7 街路樹の再生について、ご意見ありましたらご記入ください。

【意見抜粋】

- ・一斉に伐採するのではなく、倒木等の危険度を見極めて、街路樹がなくなる様に配慮しながら、再生を行って下さい。
- ・街路樹は街の潤いなので、剪定管理をしながら残して欲しい。白い街にはなってほしく無いです。
- ・まるで丸太のように強剪定するのはやめてほしい。植え替えるのは必要だが、ハナミズキばかりにせず、もとあった樹種で植え替えてほしい。
- ・イチヨウなど果肉の多い実がなる樹は、落ちた実を踏んで滑ることがあるので、植え替えのタイミングで別の樹に替えて頂けると嬉しいです。特に銀杏はニオイも強いので気になります。
- ・植物には癒されるし地球温暖化の抑制になると思うので、安全面に配慮した上で可能な限り残してほしい。
- ・街路樹の剪定の回数を増やしてください。お金がかかるとは思いますが、安全のため、街の外観保持のために必要だと思います。

(N=1,191)

3 街路樹の法的位置付け

街路樹は「道路法」に位置づけられており、構造の基準については条例で定めることとされています。本市では「道路構造の技術的基準を定める条例」で植樹帯の技術的基準を定めています。

(1) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日制定） （用語の定義）

第 2 条 略

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

二 道路上の並木または街灯で第 18 条第 1 項に規定する道路管理者の設けるもの

* 該当箇所のみ抜粋

（道路の構造の基準）

第 30 条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

* 該当箇所のみ抜粋

(2) 道路構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日制定） （植樹帯）

第 14 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

2 植樹帯の幅員は、1.5 メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を

適切に行うものとする。

* 本条例は道路構造令を参酌して定めるもの

平成 27 年 3 月、道路緑化の一般的技術基準が 27 年ぶりに改正されました。改正後、「樹木の更新」にかかる項目が新たに追加されるなどしています。

(参考) 道路緑化技術基準 (昭和 51 年 7 月 26 日通達・平成 27 年 3 月 31 日改正)

第 1 章 総則

1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

1-4 用語の定義

1 道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2 道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3 高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4 中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

5 地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

6 草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、5 の地被植物を除く。

7 植栽地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8 環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分进行。

9 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壤条件を備えている土層をいう。

第2章 整備

2-1 計画

- 1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。
- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。
- 4) 道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

2-2 設計

- 1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。

- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体の構成や配置を設計することが望ましい。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

第3章 管理

3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

3－3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

4 道路植栽に関わる制約等

道路には、地上空間に街路灯や交通標識などの道路附属物のほか、電柱などの占有物件があり、また、地下空間にも上下水道管やガス管、共同溝などさまざまな施設があり、街路樹と空間的に競合しています。

これらの制約の中、道路法や道路構造令をふまえて、街路樹の植栽及び維持管理を行っていくことが必要となります。

道路法第 32 条（道路の占有の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

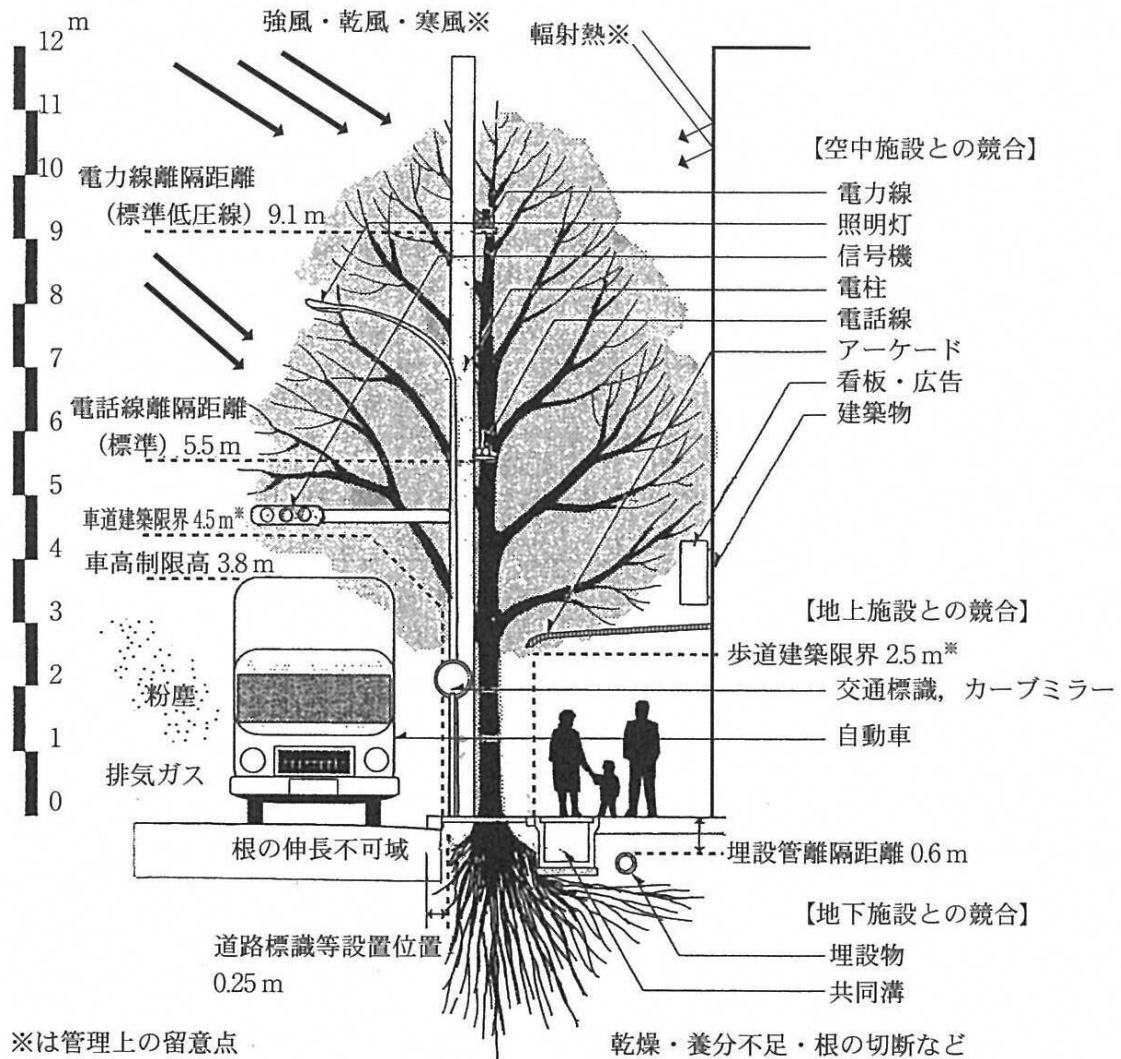
■ 街路樹に関連深い占有物件

1 号物件	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物（例：警察官派出所、バス停上屋、消火栓など）
2 号物件	水管、下水管、ガス管、その他これらに類する物件（例：石油管、熱供給管、廃棄物処理管など）
4 号物件	歩廊、雪よけ、その他これらに類する物件（例：日よけ、アーケードなど）
7 号物件	道路法施行令（第 7 条）で定める物件 （1）看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ （2）工事用仮囲い、足場、詰所、その他の工事用施設

道路構造令第 12 条（建築限界）

第 12 条 建築限界は、車道にあっては第 1 図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあっては第 2 図に示すところによるものとする。

* 第 1 図・第 2 図略



（資料：「道路植栽の設計・施工・維持管理」（財）経済調査会）

5 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

令和 6 年 12 月、都市緑地法に基づき都市における緑地の保全等の取り組みを国家的な観点からより一層推進することを目的として策定された「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が公表されました。この中では、安全確保や Well-being の向上のため、公園樹や街路樹のせん定・伐採・更新を計画的に行うことで、都市の緑地の質を維持・向上させるといった内容が盛り込まれています。

（以下、緑の基本方針より抜粋）

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

1 緑地の保全及び緑化の推進の意義

都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤である。

（中 略）

2 緑地の保全及び緑化の推進の目標

（中 略）

以上を踏まえ、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿として実現するため、各主体の役割に応じたそれぞれの取組により、国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率がより、そのうち市街地については緑被率が 3 割以上となることを目指すとともに、本基本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、以下の 3 つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促し、我が国が直面する社会課題の解決に向けた都市の緑地の質・量両面の確保の取組をより一層推進する。

（中 略）

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

1 各主体の役割

2 緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性

都市における緑地を一層充実させ、緑地が有する多様な機能を発揮させていくためには、単に量を確保するだけでなく、あわせて質も確保していくことが必要である。都市の緑地には、…（中略）…その質を維持・向上させていくために人間が適正な保全・管理を行うことが重要である。

また、我が国の社会資本は、特に高度経済成長期に整備が進んだため、都市公園内の

樹木や街路樹等の公的空間における多くの樹木は、老齡化・大径木化が進行し、倒伏や落枝による重大な事故等の安全確保上のリスクが高まっております、また管理が不十分な緑地では利活用が困難となり、景観上支障が生ずるなど Well-being が実感できなくなっているなど各種課題が顕在化している。

このため、除草や病虫害防除等の維持管理を適切に行うとともに、安全確保や Well-being の向上のための樹木の点検や必要に応じた剪定・伐採・更新、緑地の機能の維持・増進に必要な大規模な樹林更新について、生物多様性の確保や景観・歴史文化の形成等に資する樹木にも考慮し、計画的に行うことで、都市の緑地の質を維持・向上させることが必要である。

(中 略)

第２期街路樹再生なごやプラン

令和７年１０月

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

TEL：052-972-2494 FAX：052-972-4143

URL：<https://www.city.nagoya.jp>